

予算特別委員会会議録(2)(令和7年1定)			
日 時	令和7年 3月 6日(木)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 4時25分
場 所	第2委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	前田委員長、小貫副委員長・白川・松井・平戸・横尾・佐藤・ 中村(吉宏)・下兼各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・総合政策・財政・産業港湾・ 生活環境・福祉保険・こども未来・建設・教育各部長、消防長、 選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開会に先立ち、一言御挨拶を申し上げます。

昨日の選挙におきまして、委員各位の御支持をいただき、委員長に就任した前田です。もとより微力ではありますが、副委員長共々、公正にして円滑な委員会運営のため、最善の努力を尽くす所存でございますので、委員各位はもとより、説明員の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、副委員長には、小貫委員が選出されておりますことを御報告いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、平戸委員、下兼委員を御指名いたします。

昨日、開催されました理事会におきまして、お手元に配付のとおり、審査日程が決定いたしましたことを、御報告いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。面野委員が下兼委員に、中村岩雄委員が平戸委員に、それぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の順序は、みらい、公明党、自民党、共産党、立憲・市民連合の順といたします。

みらい。

---

○平戸委員

◎基金（福祉）について

まず、代表質問にてお聞きした基金に関する質問です。

寄附者の御意向を改めて今回確認できた荒木社会福祉事業資金基金については、これまでと運用方法が変わり、基金を取り崩して事業に充てるのが可能になりまして、来年度の予算では、在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業に活用することになっています。これまで、超低金利の状況下で、なかなか有効に活用されていなかった基金が来年度から事業の財源としてしっかりと活用されることを喜ばしく思っております。

この再確認できた御意向については、御自宅に訪問して再確認されたということでしたが、その際には寄附していただいた御本人に確認されたということによろしいでしょうか。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

寄附者御本人から意向を確認いたしました。

○平戸委員

この御意向の再確認の際には、どういったことについて説明したのか、本市として基金を有効に活用するためには運用方法を変更したほうが望ましいというか、本市としてはそうしたいということもお伝えしたのか、お聞かせください。

○（福祉保険）福祉総合相談室上野主幹

寄附を頂いた後、現在までの基金の運用の経過を説明いたしました。その上で、近年は、低金利によりなかなか有効な活用が難しくなっているというような現状を説明しました。その上で、今後、元金を取り崩しながら活用していくということについて御意向を確認したということでもあります。

○平戸委員

お相手の方については、運用方法の変更について現状を説明した後はどういった反応だったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

説明の趣旨は理解しましたという御反応でした。

○平戸委員

その説明の趣旨を理解していただいて、今回の変更につながったということかと思えます。

今後、基金残高を全て事業に使い切った場合については、基金を廃止することになるのかと思えますが、寄附者の方には、そのことについて既に御説明されているのか、確認したいと思います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

元金取崩しの結果、将来的に基金残高がなくなった場合には、当該基金を廃止するということを説明いたしまして、御本人から了解を得ております。

○平戸委員

次に、今回、基金を財源とすることとなる在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業の内容に、これまでと変更点はあるのかについてもお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

今回、サービス利用の単価設定を見直いたしまして、1回当たり3,500円としていたものを4,500円に変更しております。

○平戸委員

それに伴って、一つ確認したいのは、利用者にとっては何か変更点はあったのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

従来、御自身の負担ということで1,500円を御負担いただいております。こちらについては、今回の変更による増額等はありません。変更はないということでございます。

○平戸委員

決してこの事業に基金を使うのが悪いとは思っていないのですが、私としては、基金の活用にあたって、新規事業に使っていくようなイメージを持っていました。

今回のこの事業に充てることとなった経緯についてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

在宅寝たきり高齢者等理美容サービス事業につきましては、当該基金の運用利息を従来から充てておりました。この事業なのですが、近年の物価高騰などの影響を考慮いたしまして単価設定の見直しを行ったということで、結果として1,000円増額となったのですが、先ほども申し上げましたけれども、基金を充当することによって、御自身の負担を増加させないということに活用しております。

○平戸委員

しっかりと基金が活用されているということで、来年度からこの基金から86万5,000円を取り崩すことになり、基金残高は約4,900万円になると思えます。

今後の取崩しの方針というか、どういった事業にこれから使っていくのかということですが、予算の説明でも言われておりましたとおり、財政状況が硬化化していて、政策的な事業に使える財源が少ない状況とのことで、ぜひこの基金残高、約4,900万円を自由に使うと語弊があるようにも思いますが、目的にもあるように社会福祉に関連したことに広く使えるということですので、思い切った使い方、例えば、新規事業に残りの残高を全て使うということも可能だと思います。

私としては、なるべくこの基金残高をこれから新規事業に充てていくことが望ましいと考えていますが、今後の基金活用の方針についてお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

現在、活用させていただいておりますこちらの事業は、今後も需要が見込まれると考えております。まず、事業を継続していくために、計画的にこの基金を活用していくことが大事かと考えております。

また、新規事業への活用ということですが、この場合にも既存事業の財源を十分に考えた上で検討していく必要があるのではないかと考えております。

○平戸委員

財源が残り約4,900万円ほどあるわけなので、有効に活用していただきたいと思います。

次に、まだ連絡が取れていないそのほか三つの基金について伺いたいと思います。

法定相続人と連絡を取るための現実的な手段がまだあるのかという代表質問に対して、法定相続人特定のために戸籍を確認する手だてが残っているという御答弁だったように思います。

現実的な手段と限定してお聞きしましたが、寄附者の戸籍を取得するという点について、まず、基本的に本人もしくは法定代理人の意思が必要になると理解しています。

今回のケースでは、御本人はお亡くなりになられており、御遺族とも連絡がつかない状況と思います。その状況では、戸籍の取得自体が難しいのではないかとと思いますが、その点についてお考えを伺います。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

戸籍法では、地方公共団体が法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる定められております。こういった形でありますので、根拠を整理した上で請求することは可能ではないかと考えております。

○平戸委員

戸籍法の規定があるということでしたが、まだ可能であるか確定していないような御答弁に聞こえました。

こういった場合に他都市ではどうか参考になるとと思いますが、同様な事例があるのか、調べていけばお聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

他都市でこういった同様の事例があるかどうかは把握しておりません。

○平戸委員

もし法律上、戸籍を取ることができないという判断になった場合には、その時点で法定相続人を特定することができないので、答弁にもあったように運用方法の変更をすべきタイミングとなるのかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

法定相続人の調査等もこれ以上できないといった判断に至った場合には、基金を管理していく上でそういった変更を検討する一つのタイミングになるのかとは考えております。

○平戸委員

もし法律上、戸籍の取得が可能だった場合については、一般に法定相続人を確定させるためには出生から死亡までの全ての戸籍を取得する必要があると思います。昨年3月から戸籍の広域交付が可能となっておりますが、この場合には、本市のシステムを使って全ての戸籍を取得することが可能であれば、スムーズに戸籍の取得は進んでいくのかなと思います。

次に、そのうち法定相続人に再度意向を確認することが難しいという判断になった場合に、基金運用方法の変更について、現時点では、本市として基金の取崩しを前提に運用方法を変更すべきだと考えておりますが、その点はいかがでしょうか。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

運用方法の変更を検討する場合には、基金の取崩しのみだけではなく、その基金をどうやって活用していくのが一番最適なのか、やはり有効的な活用方法を慎重に検討していく必要があるのではないかと考えております。

○平戸委員

まだ検討が必要ということで、そのほかに、寄附者や法定相続人の御意向を確認せずに基金運用方法を直接、変更する際には、どういった課題や懸念があるとお考えなのか、お聞かせください。

○(福祉保険)福祉総合相談室上野主幹

個人のお名前を冠した基金でございますので、寄附者の功績といったものを後世に伝えていくという御遺族、寄附者御本人の御意向もあつたかと推察いたしております。

現在、元金を取り崩すとなった場合に、どれぐらいの期間でそういった形で使っていくのがよいのかといった期間的な問題もあるのではないかと考えております。

○平戸委員

その点については、まだ時間は残されていると思いますので、これから検討を進めていただきたいと思います。

◎体育館のLED化について

次に、小学校の体育館の照明のLED化について質問したいと思います。

照明設備改修事業費として2億3,920万円が予算計上されていますが、この事業の概要を簡単に御説明ください。

○(教育)施設管理課長

小・中学校の屋内運動場のアリーナ照明のほとんどが、水銀灯や高圧ナトリウム灯でございます。水銀灯につきましては、法律の施行に伴い、製造及び輸出入が原則禁止となったことから市場の在庫が枯渇しており、安定器の故障等により不点灯となった照明の修繕についても困難となっております。

まずは、市場在庫の枯渇状況を踏まえまして、校舎よりも優先度の高い屋内運動場の照明設備のLED化を進めるものでございます。

○平戸委員

水銀灯や高圧ナトリウム灯を使っているということで、今後いずれはLED化の更新の必要があるということとありますが、今回、予算案には小学校6校の体育館の更新が入っておりますが、市内小・中学校体育館で今後、更新が必要な施設は、今回の予算案を除いて残り何校あるのかお答えください。

○(教育)施設管理課長

忍路中央小学校と忍路中学校は併置校のため、市内28校中整備済みが9校、令和7年度に予定している6校を除きますと、残りは13校の屋内運動場がございます。

○平戸委員

その体育館のように照明交換の際に、もしかしたら足場が必要だったり、教室のような一般的な工事ではできない施設というのは、学校施設ではほかにどのような施設があるのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

屋内運動場を除きまして、天井が高く足場などの設置が必要な施設はないと考えてございます。

○平戸委員

体育館の天井についている照明の交換ですので、先ほども言ったように足場を組むのか、もしくは高所作業台のようなものを使用しての作業になるのかと思いますが、どのような工事が行われる予定なのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

新年度に予定してございます6校中、屋内運動場が1階にない学校につきましては足場を予定してございまして、1階の学校につきましては高所作業台での実施を予定してございます。

今後、工期等を含めまして調整していくと建設部からお聞きしております。

○平戸委員

これまで当該体育館で、水銀灯とか高圧ナトリウム灯が切れた場合にはどのような方法で交換していたのか、お聞かせください。

○(教育)施設管理課長

昇降式の学校につきましては、用務員を含めまして学校で交換していただいております。昇降式以外につきましては、業者へ依頼し、交換しているところでございます。

○平戸委員

体育館なので、先ほど言われたように足場を組んだりと工事費がかかる傾向にあるのは理解するものの、この約2億4,000万円という数字を見たときに、少し高いのかというのが私の正直な感想です。体育館の照明をLED化するというと、私の素人考えですが、せいぜい1校当たり数百万円で済むのかと思っていましたが、今回、実施設計委託料約720万円及び事務費約20万円を抜いた約2億3,170万円を単純に今回の6校で割ると、1校当たりの工事費が約3,800万円となります。

日本全国各地で体育館の照明のLED化を進めていく現状にあると思いますが、普通教室などとは工事にかかる費用も大きく違ってきていまして、他都市の例では1体育館当たり600万円ほどでLED化できている自治体もあれば、逆に1体育館当たり1億円以上の費用がかかっている自治体もあるようでした。もちろん労務単価の上昇と年々工事費が高くなってしまいう状況もありまして、本市の1校当たりの約3,800万円という額が適正であるのか、他都市との比較だけでは考えられないということはあると思います。ですが、ほかの自治体の工事費内訳などを確認してみますと、事業費が低い自治体を見ると、LED照明をそもそもリースするという選択肢を取っている自治体もあるようです。

更新を予定している体育館が残り13校あるとのことですので、今後、残りの体育館の更新をする際には、そういったリースといった手法に関しても検討が必要かと思いますが、その点はいかがでしょう。

○(教育)施設管理課長

現在、本市は、直営工事で進めることとしてございます。事業費の財源といたしましては、学校施設環境改善交付金と市債を合わせた予算を計上してございます。

資材高騰等がございますので、委員がお話しされましたリース等も含めて、本市にとって有利なものがあるかは調査させていただきたいと考えてございます。

○平戸委員

直営がいいのかリースがいいのか、しっかりと検討していただきたいと思います。

◎自衛隊への名簿提供について

次に、自衛隊への名簿提供についての質問に移りたいと思います。こちらについても、私は代表質問で扱っておりますが、本市で紙媒体での提供を行うかについては慎重な検討が必要との答弁をいただきました。その理由としては、個人情報の提供に抵抗感を持たれる方がいることや、住民訴訟が提起されている例もあるためという御答弁でした。

まず、個人情報の提供に関して抵抗感を持たれる方が現にいるとのお答えがありまして、ネットニュースなどを見ると、そういった意見があるのは私も承知しております。その意見については、実際に本市にどのような形で寄せられた声なのか、抵抗感を持たれている方がどの程度いるのかを実際に把握した上での答えだったのか、伺いたいと思います。

○(生活環境)戸籍住民課長

どのような形で寄せられた声なのか、抵抗感を持たれる方がどの程度いるのかにつきましては、市民団体から要

望として、今までどおり閲覧してほしいといった意見が寄せられたといったことがございます。

また、過去には、議会議論で取り上げられた経過でございます。

**○平戸委員**

それで、もし分かればいいのですが、抵抗感を持たれている方の中には、入隊適齢者の方からの意見もあるのか、お聞かせください。

**○(生活環境) 戸籍住民課長**

要望があったのは市民団体からで、入隊適齢者の方の団体ということではありません。

**○平戸委員**

次に、住民訴訟に関してですが、インターネットで検索してみると、当時、高校生だった方が国と奈良県奈良市を相手取り、国家賠償請求訴訟をしている例や、兵庫県神戸市で50歳代から70歳代の6名が自衛隊の要請で市民の個人情報を提供したのはプライバシー権の侵害に当たるとして、住民訴訟を起こした例を確認しましたが、そのほかにも訴訟の例があればお示しいただきたいと思えます。

**○(生活環境) 戸籍住民課長**

福岡県福岡市の住民が福岡市長に個人情報を自衛隊に名簿として提供した行為が、福岡市個人情報保護条例などに反する違法なものであり、福岡市が支出した人件費、印刷費などの公金の支出が違法だということで、損害賠償の請求を求めたといった住民訴訟の事例がございます。

**○平戸委員**

今、3件ほど訴訟例があることを確認しましたが、特に御答弁いただいた福岡県福岡市の訴訟については、自衛隊への名簿提供は違法とは認められないと原告の請求が既に棄却されているようです。ほかの奈良県奈良市と兵庫県神戸市については、まだ訴訟の結果が出ていないようなのでその経過を注視したいと思えます。

そこで、改めて名簿提供についての法律等について確認したいと思えます。自衛隊法第97条には、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うと規定され、また、自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めると規定されています。

また、防衛省と総務省の連名で自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報の提供に、住民基本台帳の一部の写しを用いることは特段の問題を生じないとの通知が出ています。

今、述べた法律や通知からは、紙媒体での提供は可能と読み取れますし、現に先ほど訴訟が提起されている兵庫県神戸市、福岡県福岡市のような政令指定都市もそうですし、全国的に多くの自治体で紙媒体や電子媒体で名簿提供され、道内でも報道ベースではありますが、35市のうち21の市が名簿提供をしているとのこと。

ここで、本市の御認識について確認しますが、本市が紙で提供するかどうかは一旦置いておいて、名簿の提供について、法律の解釈上、問題はないとお考えということではよろしいのか、お聞かせ願います。

**○(生活環境) 戸籍住民課長**

情報の提供に住民基本台帳の一部の写しを用いることは、特段の問題は生じないといった通知の内容は理解しておりますが、法改正は行われておらず、過去には総務省から自衛隊法施行令第120条に基づき、氏名等の情報に関する資料の提出を求めることができず閲覧によるべきといった旨の通知が出ております。法律の解釈につきましては、提起されている訴訟の結果などを注視していきたいと考えております。

**○平戸委員**

訴訟の1件については原告の請求が棄却されていますが、ほかの2件がまだ訴訟の結果が出ていないということで、その確認をされるということかと思えます。

別の視点で、事務負担の観点でお聞きしたいのですが、現行では自衛隊に対して住民基本台帳の閲覧を許可して

いるとのことでしたが、この場合は住民基本台帳から入隊適齢者の方の情報を抽出したものを閲覧させているという理解でよろしいでしょうか。

○(生活環境) 戸籍住民課長

そのような理解でよろしいです。

○平戸委員

この抽出作業にはどの程度の時間がかかるものなのか、お聞かせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

30分から1時間程度です。

○平戸委員

それほど時間はかからないということで、もし紙媒体での提供となると、事務的には追加でどのような作業が必要になるのか、お聞かせください。

○(生活環境) 戸籍住民課長

追加が必要となる作業はございません。

○平戸委員

紙媒体での提供について事務負担は特にないということが確認できたと思います。

最後に、本市に対して多大な貢献をいただいている自衛隊に対して、今後、紙での名簿提供について前向きな検討をしていただきたいと思います。お考えをお聞きして終わりたいと思います。

○(生活環境) 戸籍住民課長

現在、本市においては閲覧とさせていただいているところであり、実施するにいたしましても御意見をいただいた方の理解を得ていくことが必要でありますので、提起されている訴訟の結果なども注視しながら、代表質問で市長から答弁させていただきましたとおり、慎重に判断していきたいと考えております。

○委員長

みらいの質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

公明党に移します。

---

○白川委員

◎投票環境の整備について

まず、投票環境の整備についてお伺いいたします。

昨年の衆議院議員選挙の結果から得た見解について、今後、特に若年層に向けての選挙啓発が重要であると考えているとのことだったのですけれども、これまでの取組と今後どのように展開されるのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

若年層向けの啓発といたしましては、これまで小樽双葉高校では平成28年からコロナ禍の期間を除き、毎年、模擬投票を行っております。昨年度はこれに加え、小樽明峰高校や小樽桜陽高校でも選挙の出前講座を実施しているほか、3か月に1度、新有権者宛てに啓発はがきの発送をしております。

今後も各高校などに前出講座の周知を行うとともに、これらの啓発活動を継続して行ってまいりたいと考えております。



○白川委員

続いて、選挙公報の電子版についてURLやQRコードを投票所の入場券に記載してはどうかと質問させていただきました。御答弁からは、工程や費用の面ではこれまでの投票所入場券の作成工程や費用の中で可能ということだったので、私としてはこの方法が導入可能なのかと思っていたのですが、答弁をよく確認すると、入場券の発送後に選挙公報が北海道のホームページ上に掲載されるので、時差は生じますが、国や北海道の選挙においては、本市ホームページに選挙公報のリンクを掲載して立候補者情報を取得できるように検討するとのことでした。

これは、国や北海道の選挙では、先ほど言った入場券へのURLやQRコードの記載は間に合わないということなのでしょう。仕組みについて改めてお示してください。

○選挙管理委員会事務局次長

国や北海道の選挙の場合、入場券を発送した後に、選挙公報の情報が北海道選挙管理委員会のホームページ上に掲載されます。よって、入場券に直接、選挙公報へのQRコードなどを印字することはタイミングが合わずできませんので、QRコードなどにより、まずは1回、市のホームページに飛ばして、そこに公示日、告示日後に選挙公報へのリンクを貼るということで、ワンステップが入ったりしますが、そういった仕組みづくりは可能であると考えております。

○白川委員

ちなみに、市の選挙についてはどうなのか、お聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長

市長選挙、市議会議員選挙でございますが、現在、選挙公報自体を発行しておりません。これは、市長・市議選挙は告示日から選挙日までの日数が少なく、印刷して配布するまでの時間的余裕がないことから、選管の現状の体制では難しいものと考えております。

○白川委員

少し戻るのでございますが、国や北海道の選挙においては、本市のホームページに選挙公報へのリンクの掲載を検討していただけるということだったのですが、それだけでなく、SNSも駆使されてはいかがかと思うのですが、もうされているのでしょうか。されていなければ、されてはどうでしょうかということをお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

SNSの活用につきましては、現在、市のSNSには選挙の情報自体は載せておりますが、立候補者情報までは載せていないものと認識しております。どのような方法で活用できるかについて、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

○白川委員

一般質問で、本市での電子投票を視野に入れた投票所の整備を検討されてはということで質問させてもらったのですが、これについては慎重な姿勢であることが分かりました。

もう少しメリットについて確認させていただきたいのですが、これまで本市での投票結果から、書き間違いなどによる無効票の数はどのくらいあったのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

過去5回の選挙の無効票の数につきましては、まず令和4年の参議院議員選挙区選挙では1,482票で、同じく令和4年の小樽市長選挙で468票、令和5年の北海道知事選挙では384票、同じく令和5年の小樽市議会議員選挙では649票、そして、昨年の衆議院議員の小選挙区選挙で967票の無効票がございました。

○白川委員

数を聞いたら結構、多く感じ取れたのですけれども、この無効票がなくなることが可能なのではないかとということについて、選挙管理委員会ではどのようにお考えか、お伺いします。

○選挙管理委員会事務局次長

電子投票などによりまして無効票がなくなることへの見解につきましては、開票の際に確定までの時間が短くなるとともに、有権者の意思が確実に結果に反映されるなどのメリットはありますが、無効票の半数以上は白紙投票であることから、どの程度の時間短縮につながるかは予測できないものと考えております。

○白川委員

現状でもいろいろ課題はあるかと思いますので、引き続き環境といったものを注視しながら、私も勉強して改めて御提案していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

令和5年第2回定例会の私の質問で、選挙期間中に市内のコミュニティバスの運賃を無料にするキャンペーンの提案ですとか、投票所が出向く移動投票サービスについて実施することを提案させていただいたのですが、費用対効果の観点などから困難であるという御答弁があったかと思います。

そのほかには、他都市の情報収集や事例の研究などは引き続き行ってまいりたいとの御答弁だったのですけれども、これまで他都市の情報収集や事例の研究について本市で有効とされる取組はあったのか、お伺いします。ある場合、進めるに当たって課題はどのようなものがあるのか、お示しいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

他都市の情報で有用なものということは、うちではまだ今のところないものと思っております、情報収集はしております、移動式期日前投票所の情報収集についてですが、昨年の衆議院議員選挙においては、旭川市、岩見沢市、石狩市が行ったほか、近隣では仁木町が移動式期日前投票所を導入しており、3か所の当日の投票所が廃止になったことに伴って行ったものと聞いております。

なお、仁木町では55人の御利用があったものと承知しております。

○白川委員

近隣自治体でも導入されているということが理解できました。将来的にも我が市でも導入していく必要が出てくるのではないかとことは認識しているところでございます。

続いて、期日前投票所の増設について、場所の問題、費用の問題をクリアしたウイングベイ小樽の市役所機能を移転したフロアへの増設について、今後の人の流れや集客状況のほか、費用対効果についても見定めてまいりたいとのことでしたが、私としては積極的に進めていただきたいと考えておりますので、これについてはぜひともよろしくお願ひしたいというところでございます。

現在の期日前投票所について、何点か伺いたいのですが、本市では高齢化が進んでいると思えます。そのときの気象状況や体調によって、投票行動に移すことが困難になる方々の割合が多くなる中で、市役所本庁舎や塩谷サービスセンター、銭函市民センターで期日前投票のほか、郵送や市内指定施設での不在者投票を行っております。

昨年の衆議院議員選挙のときに、私の元に市民の方から相談がありまして、足腰が不自由な方だったので、塩谷サービスセンターを利用され、投票日当日は外靴のまま投票できるけれども、期日前投票は靴からスリッパに履き替えるのが大変だとの声がありました。

この靴の履き替えなどが起こり得る転倒、けがを未然に防ぐ意味からも、期日前投票のときも土足で上がるような対策があってもいいのではないかと考えるのですけれども、見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長

現在、塩谷サービスセンターの期日前投票所、それから銭函市民センターの期日前投票所では土足で入場できないものとなっておりますが、銭函につきましては、現在、使っている会場が当日の投票所とは異なり、和室である

ため、土足での入場が難しい造りとなっておりますので、土足入場の実施は困難であると考えております。

一方、塩谷はこれまで限られた人数で会場設営を行っていることから、土足入場に対応した会場設営が困難でしたが、今後どのような対応ができるか検討してまいりたいと考えております。

**○白川委員**

塩谷はどのような対応が可能か検討していただけるということだったのですが、私もいろいろとどういった方法がいいのかと思って調べていまして、その中で外靴の上からでも履けるスリッパというのが市販でありまして、こういったものを使ってもいいのではないかと考えるのですけれども、この導入を含めた見解をお伺いいたします。

**○選挙管理委員会事務局次長**

委員のおっしゃられる靴の上から履けるスリッパというものを我々は承知しておりませんので、どういった商品なのか、調べてまいりたいと考えております。

**○白川委員**

次に、今後の投票環境整備の進め方につきましては、現在、当日投票所は市内に45か所あり、できる限りこの投票所数を維持していくことが市民サービスの維持につながるものと考えておられると。投票所を維持することが困難となる地域があった場合には、その地域の事情を考慮しながら、代替となる方策を進めていかなければならないものと考えていらっしゃるということでした。

市民の方、または地域から投票所の移設などの声はこれまでに上がったことはあったのでしょうか、お伺いします。

**○選挙管理委員会事務局次長**

投票所の移設、または新設などについて具体的な声というのはございませんが、現在の投票所が坂の上にあるため、行きづらいといった声はございました。

**○白川委員**

では、そのときはどのような対応をされたのか、お聞かせください。

**○選挙管理委員会事務局次長**

なかなかすぐに対応するという事は難しいですが、地域の要望として複数の御意見があった場合などには、当該町内会関係団体等と協議をしていくことになるかと考えております。

**○白川委員**

そういう手順を踏んでいらっしゃるということは理解できました。

**◎子供の夢を応援する事業について**

次に、子供の夢を応援する事業について、一般質問でこの項目を質問させていただいて確認したい点があったのでお伺いしたいと思います。

この項目の前段で、生徒・児童自ら描いた夢や目標に向かって挑戦することは主体的行動につながり、その過程でいろいろな学びや気づきがあるものと考えますと。そこで、個性が磨かれ自身の能力を伸ばすきっかけとなると私は述べたのですけれども、これについてどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

**○（教育）学校教育支援室菊野主幹**

子供が目標や夢に向かって挑戦していくことは主体的な行動につながるものと考えております。また、その過程で様々に調べ自己表現する中で、当然、様々な学びがあるものとも考えております。個性が磨かれるとまでは言い切ることは難しいと思いますが、思考力、表現力、そしてコミュニケーション能力などを伸ばすきっかけになるものと考えてございます。

**○白川委員**

次に、周りの応援や協力があることによって、自分だけでは経験することができないより広い、より深い可能性

を開くことにもつながるので、その機会を与えてくれた応援者、協力者への感謝の気持ちが生まれるのではないかと述べさせてもらいましたが、これについてもどうお考えか、お聞かせいただけますでしょうか。

○(教育)学校教育支援室菊野主幹

自分を応援してくれたことへの感謝の気持ちというの生まれるものとは考えております。

○白川委員

それが可能なまちであれば、そのまちに誇りを持って、そしてその延長線上には自分が育ったまちに対する愛、ひいてはシビックプライドにつながり、まちのさらなる活性化につながると考えていると私は述べさせていただいたのですけれども、これについてもお考えをお聞かせいただけますか。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

周りに支えてもらったという経験を持った子供が大人になり、自分が支えることができる立場になったときには、恩返しの気持ちで支えてあげたいという気持ちになるような人材に成長することを期待しておりますし、まちへの愛着やシビックプライドにつながり、まちの活性化につながるものと考えているところでございます。

○白川委員

私が今回提案したこの事業は、今お話ししたこの前段の部分が目的というか、そこに集約される考えでありまして、自分のために市を挙げて応援してくれるまちであってほしいと考えての質問だったのです。市長からは、子供たちが可能性を広げられるように一流と触れ合える機会を設けているという御答弁があったりとか、中学校では拠点校方式を導入して、種目の拡大により多くの生徒が希望する部活動を選択できるように取り組むという支援を行っている。また、教育長からは、自身の目標を見つける可能性を広げるための取組をやっていると、そのほかには職場体験の実施、外部人材の講話、キャリア教育の充実という御答弁をいただいております。

御答弁いただいた内容は非常にすばらしい取組であると理解しているのですが、私がお伝えしたかったのは、実際に夢をかなえようとする本人の社会への参加意欲を高めることを自分の中で強く思っていて、それが先日の再質問でうまく伝えられなかった部分でございます。

与えられるのと自分でつかみ取るのでは、実際にそれを手にした自分の思い入れが違うと思うのです。自身でつかみ取ったチャンスを周りの大人が協力、応援してくれることで、努力することや協調することの大切さを学べる機会となると考えておりまして、そういったことから、子供の夢を応援する事業をするべきと改めて訴えさせていただきたいのですが、見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○(総合政策)企画政策室赤井主幹

子供が自らプレゼンなどしてチャンスをつかむという経験は、その子供にとっても大変貴重な経験になると思われまますし、また、市や市民が小樽市の子供の活躍を応援することが市全体としての好影響につながるという可能性はあるものと考えております。まずは、他市ではどのような取組が行われているかなどの調査・研究から始めていかなければならないものであると認識しているところでございます。

---

○横尾委員

◎部活動地域移行について

まず、部活動地域移行について質問させていただきます。

今回の予算で合同部活動拠点校方式における、生徒の移動支援をするための経費として、引き続き部活動改革推進事業費が計上されておりました。

この拠点校方式での合同部活動というのは、あくまでも部活動の地域移行への段階的な体制整備の途中であるという認識でよいか、確認させてください。

### ○(教育)教育総務課長

今、拠点校方式の部活動について御質問がございましたが、学校部活動については、私どもも部活動改革として、地域移行を目指していくところを最終目標としておりますので、現在行われております拠点校方式の部活動は、その最終目標に向かっている途中の段階であるということでございます。

### ○横尾委員

北海道教育委員会を出している北海道部活動の地域移行に関する推進計画によると、休日における部活動の地域クラブ活動への移行について、国のガイドラインで位置づけている令和5年度から令和7年度までの3年間で取組を重点的に行って、可能な限り早期の実現を目指す必要があるとされておりました。

この件について、令和5年12月に、部活動の地域移行に係る市町村の取組状況調査を北海道教育長が行ってまいりました。これの調査項目、そして小樽市として進捗しているものがあつたのか、確認させてください。

### ○(教育)教育総務課長

北海道教育長で行っております、部活動地域移行に係る市町村の取組状況調査の結果というところでございます。

調査項目といたしましては、(1)部活動の地域移行に向けた取組状況で、①庁内における内部検討の着手、②地域説明会等の実施、③協議会等の実施、④生徒や保護者等のニーズ把握、⑤指導者人材の把握、⑥指導者人材の確保、⑦運営方針等の決定、⑧運営団体・実施主体の決定、⑨【運動・スポーツ系】地域クラブ活動の実施状況(休日の活動)、⑩【文化系】地域クラブ活動の実施状況(休日の活動)、⑪地域移行に向けたその他の取組、そして、(2)その他として、①近隣市町村との連携について、②地域移行に向けた課題、③令和6年度の実証事業参加希望の有無になっておりました。

この中で、項目といたしまして、庁内における内部検討の着手については、本市としては既に行っているところでございます。

また、地域説明会の実施は、地域移行の形がまだ固まっておきませんので、開催はしていない状況でございます。

次に、協議会等の実施というところで、私どもで部活動の在り方に関する検討委員会というのを設置しておりますので、協議会等の設置はしております。

あと、生徒や保護者等のニーズの把握、地域移行に向けたニーズの把握というものは実際に実施しておりませんが、部活動自体について、どういう部活動をしたかアンケート等は生徒に取っているところでございます。

指導者人材の把握は、部活動指導員の募集ですとか、地域のスポーツや文化団体に調査も1度かけているところでございます。

指導者人材の確保は、部活動指導員など一部の種目において確保はされているところでございます。

次に、運営方針等の決定は、地域クラブ活動はまだ形が見えてきておりませんので、運営方針等の策定はしておりません。

運営団体・実施主体の決定についても、まだ形が決まっておきませんので、していない状況です。

休日の地域クラブ活動の実施状況は、文化系、スポーツ系としてもまだ地域移行はされておきません。

あと、近隣市町村との連携についても小樽市では単独で行わせていただいておりますので、連携等は行っていない状況となっております。

### ○横尾委員

令和5年の調査段階で、そういったことが調査されて、結果として今もそういった状況だということを確認させていただきました。

それで、この市町村や地域においては、当該地域の実情を加味して具体的なスケジュール等を定めた推進計画を策定するなどして協議を重ねていくことが大切。そして、必要に応じてスケジュールを見直しながら着実に進めていくことが大切ということでありましたけれども、スケジュールを定めた推進計画などは策定されているか、もう

一回確認させてください。

○(教育)教育総務課長

スケジュールを定めた推進計画は策定していない状況でございますが、部活動の改革ということで、内部で方向性などを検討しているところでございます。

○横尾委員

今、令和5年度から令和7年度までの3年間において取組を重点的に行うことになっていますが、小樽市の部活動地域移行は、どのようなスケジュールで進められているのか、お示してください。

○(教育)教育総務課長

国から示されているスケジュールは、令和5年度から令和8年度までとなっており、小樽市もそれに倣っております。令和5年度からは、まず、地域移行に向けた前段階として合同部活動として拠点校方式の部活動を開始しております。令和6年度につきましては、部活動数を増やしている状況でございます。スケジュールとしては、令和8年度に可能であれば地域移行の部活動を一つでも増やしていきたいと考えてございます。

○横尾委員

北海道の推進計画によると、市町村や地域においては、教育委員会、そして地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等からなる協議会などを設置することが大切だということで、受皿になる地域スポーツ・文化芸術団体と協議を重ねることが大事だという話を書いてあります。

先ほどのアンケートの中から、この協議会の実施については部活動の在り方の検討委員会みたいなものをつくって設置しているということでしたけれども、言われている民間の方、地域の方がしっかり協議に入るような協議会の設置を行う予定はございますか。

○(教育)教育総務課長

先ほど御説明した、現在、本市で設置しているものにつきましては、小樽市における部活動の在り方に関する検討委員会でございまして、委員は、教育委員会の職員、小樽市の中学校の校長会を代表する者、それから小樽市中学校体育連盟を代表する者が委員となっております。要綱といたしましては、このほかに、教育長が必要であると認める者を入れることができることになっております。

現状、地域移行の枠組み等がまだ決まっていない状況でございまして、現在はこのメンバーで行っておりますが、今後につきましては、そういった民間の団体の方々等も参加いただくことを検討していかなければならないのではないかと考えております。

○横尾委員

先ほどスケジュールを確認させていただきましたけれども、実際に、令和8年に一つでも地域移行ができるとお考えなのか、もう一回確認させてください。

○(教育)教育総務課長

今、いろいろな団体の方々とお話しさせていただいているところでございますので、はっきりとは申し上げられませんが、一つでもそういったものを導入し、土曜、日曜の休日でも地域移行が図られていけるようにしたいということで努力しているところでございます。

○横尾委員

これらの部活動の地域移行もそうですけれども、やはり民間というか、地域の力を借りていかなければならないという部分では、やはりそういった方としっかり協議を重ねる場をつくっていかなければならないですし、またこういった活動をしていると、こういったものを目指しているというのは、しっかり外に広報するというのも大事だと思っています。

学校などの関係機関は、今どういうふうになっているのかと、しっかり令和8年度に向かって進めているのかと

いう不安もあったりすると思いますし、そういった方にはもちろん、市民などにもしっかり周知しながら協力を得られるような形で着実に進めていただきたいと思います、見解をお示してください。

**○(教育)教育総務課長**

委員のおっしゃるとおり、地域の方々の御協力をいただきながらやっていかなければいけないものでございますので、そういったものの周知はしていきたいと考えております。

**○横尾委員**

**◎特別支援教育について**

続きまして、特別支援教育についてお聞きしたいと思います。

特別支援教育の充実について、何度も質問させていただきましたけれども、今回、小学校入学直後の子供たちの問題が小1プロブレムと呼ばれ、注目していると。幼保小連携という部分ではいろいろと取組をされていますが、小学校1年生になったときに若干、就学前の施設に比べて集団行動が増える小学校において不適應を起こす、遊び中心の生活から教科学習が中心の生活への移行で、苦戦する子供が出てくるということで、全ての幼児が小1プロブレムという問題を抱えるリスクがあるということでお聞きしたいと思います。

特別支援教育の部分で以前も就学手続について聞いてきました。就学支援の手続の中で、教育支援委員会というところでその子供に対しての望ましい環境や具体的な支援方法について審議し、判断する。その結果を保護者の方へお伝えするというものであります。

ここがうまくいっていないのではないかという声を聞いたのですけれども、この審議結果はどのような内容を伝えているのか、お示してください。

**○(教育)学校教育支援室青柳主幹**

小樽市教育支援委員会には、小学校入学前の子供を対象として就学相談を行う就学相談部会と、小・中学校の児童・生徒を対象として教育相談を行うこども支援部会があり、子供が得意なことや苦手なことに加え、子供と面談したときの様子などを、就学相談においては市教委から保護者に電話で説明しており、教育相談においては児童・生徒が在籍する学校から保護者に説明しているところでございます。

**○横尾委員**

それをどのように伝えているかという部分だと思うのですが、審議の結果を伝えているというお話でしたけれども、審議の結果というのは実際に具体的にどういうものなのか、もう一回確認させてください。

**○(教育)学校教育支援室青柳主幹**

就学相談や教育相談の中で、子供たちと面談したときの様子ですとか、検査から見た子供の状況を保護者にお伝えしているところでございます。

**○横尾委員**

よく言われる学びの場、学びの連続性からして特別支援としてこういったものが必要なのかといった結果は、お伝えしていないのですか。

**○(教育)学校教育支援室青柳主幹**

どのような学びの場が児童・生徒にとってよいのかにつきましては、就学相談や教育相談の結果を、就学相談においては市教委から保護者に郵送でお伝えしており、教育相談につきましては市教委から学校を通じて保護者に送付しているところでございます。

**○横尾委員**

通知している内容としては、その後、保護者が就学をどうするかを検討することになるのですけれども、判断材料としては十分なものなのか確認させてください。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

審議結果につきましては、先ほどもお答えさせていただいたとおり、子供が得意なことや苦手なこと、子供の面接のときの様子などを、就学相談においては結果を市教委から保護者に電話で説明しており、教育相談においては結果を学校から保護者に説明させていただいているところでございますが、保護者が判断に迷う場合には、その後も市教委において保護者からの相談を受けて、より詳しく説明させていただいているところでございます。

○横尾委員

今の御説明であれば、そういう対応をすることは、伝えられているのですか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

そのようなお知らせも、面談した際に、保護者にお伝えさせていただいているところでございます。

○横尾委員

そういった判断材料を電話などで伝えられた後に、実際に判断するまでの時間的猶予というものはあるものなのか、確認させてください。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

保護者と児童・生徒本人の検討する時間につきましては、保護者に結果をお伝えする際に、いつまでに在籍について回答いただけるか確認しており、その後、保護者から回答期限を延ばしてほしいとの申出があった場合には、保護者の意向を踏まえて対応させていただいているところでございます。

○横尾委員

いつまでというのは、大体どのくらいの期間とか目安みたいなものはございますか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

保護者のお仕事とかの御都合もありますので、どのくらいの時間的な猶予があるかというのを御家庭の事情に応じて対応させていただいているところでございます。

○横尾委員

審議の結果と内容についてしっかり伝えているということで、併せて判断の時間もある程度確保しているということですが、電話などで伝えたものについて、もしそれを改めて確認するとなると、自分でメモを取ったものを確認しなければならぬ状態なのか、文書でしっかりと確認できるものなのか、家族で共有できるものなのかを確認させてください。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

こちらにつきましては、電話での口頭のみでお伝えさせていただいているところでございます。

○横尾委員

文書でしっかり伝えられないというのは、何か決まったものがございますか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

教育相談や就学相談を受けまして、その結果は書類で整理しているのですが、その内容を読み上げるような形で保護者には説明させていただいているということでございました。

○横尾委員

恐らくその審議の結果を受けて、家族で相談するとなると、その審議の結果を直接受けた方が1人であれば、そこからまた口伝えで確認しながらという話になると思うのですが、本来は、そういったときに文書があったほうがいいのかと思います。この点についてはどのように感じていますか。

○(教育)学校教育支援室青柳主幹

今、委員のおっしゃったように、その検査、相談結果の内容について文書でお知らせすることにつきましては、今後、教育委員会でも検討してまいりたいと思います。



### ○横尾委員

十分な情報提供をすと言っていますけれども、本当にそこで伝わっているのか。私も聞きながらメモしたりだとか、全部を覚えるというのは、なかなか苦手な部分もありますし、大事な部分ですので、しっかりと伝わって、家族で納得がいく判断ができるようにしていただきたいと思います。

また、この特別支援教育については、就学時に決定した学びの場というのはあくまでも固定したものではなくて、児童・生徒の発達の程度等に勘案しながら柔軟に転学できることになっていると思うのですが、これは全ての関係者の共通理解とすることが適当だと言われてはいますが、それは伝えられていますか。

### ○(教育)学校教育支援室青柳主幹

本市においても、学びの場の変更につきましては、保護者や児童・生徒の意向を踏まえ、教育相談を実施して柔軟に変更することができることとしております。

また、児童・生徒の学びの場を柔軟に変更できることにつきましては、就学相談や教育相談を実施した際に、一旦決めた学びの場を変更したいとの申出があった場合には、改めて教育相談を実施し、学びの場を変更できることを担当者から保護者にお伝えさせていただいております。

### ○横尾委員

個別の教育支援計画に基づいた会議等の実施や計画の見直し、そして就学先の変更というのは、実際は具体的にどのくらい行われているのか、確認させてください。

### ○(教育)学校教育支援室青柳主幹

個別の指導計画は、個々の児童・生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成しているところでございます。

子供たちの実態に応じて指導目標や指導方法を見直す必要があることから、各学校では定期的に児童・生徒の実態や今後の手だてについて話し合い、毎学期個別の指導計画を見直しているところでございます。

### ○横尾委員

しっかりと保護者の納得が得られるように、また、子供たちのことをしっかり考えてやっていることを伝えながら進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

### ◎官民連携について

官民連携についてお伺いいたします。

市長の記者会見でも民の力を積極的に活用するという話がありました。小樽市にも総合政策部官民連携室がありますけれども、その業務はどのようなものかということで、プロジェクト担当の業務についてお聞かせください。

### ○(総合政策)官民連携室布主幹

総合政策部官民連携室プロジェクト担当の業務でございますが、大学や企業との多項目にわたるような包括連携の締結ですとか進捗管理、あとは他部署にまたがるような連携事業の調整、その他、旧第3倉庫の保全・活用などを業務として行っております。

### ○横尾委員

ホームページを見ますと、様々な企業や大学との包括連携について載っていました。この協定を結ぶに当たって、結んだ相手と、どうしてそういうふうな協定を結んだのか、どのように進んだのかという部分で傾向をお聞かせください。

### ○(総合政策)官民連携室布主幹

これまでの締結の傾向ですが、まず大学としては、条例や計画の策定時などに学識経験者の派遣など、かねてより関係性があること、市内に立地しているといったこと、現状、また今後、考えられる行政課題の解決のため、締結の協議となる経緯があったようです。民間企業の締結の場合だと、CSR、社会貢献の観点から地域課題解決の

提案をいただいて、それを庁内で協議しまして、協議が調い次第、締結しているという状況がございます。

○横尾委員

これから市の課題はたくさんあると思うのですが、逆に連携候補を探すことも考えていかなければなりませんけれども、そういった考え方はございますか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

まず、協議に臨む考え方という部分でお答えさせていただきますと、明確に指針があるわけではございませんが、本市が持つ行政課題ですとか、地域課題の解決といったものに資するような取組につながっていくかという考え方で協議に臨んでいるところでございます。

○横尾委員

あと、官民連携という部分では、やはり自治体の最初の接点となるのが総合政策部官民連携室になるのかと思うのですが、この窓口は明確になっているのかどうか、お聞かせください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

これまでも、例えば民間企業からの提案ですとか、包括連携の関係業務は総合政策部企画政策室で行ってまいりましたが、担当として昨年4月より総合政策部官民連携室を新設しておりますので、特定の部署のみとの連携が明らかな場合は、担当部署と直接交渉していただいていると。それ以外は官民連携室が窓口として交渉に当たっているというような状況でございます。

○横尾委員

窓口として明確に何か表示されたり、ホームページ等に載っていたりしますか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

まず、部署の名称が総合政策部官民連携室となってございますので、その名称のところでホームページにも公開してございますし、その辺りが一つのPRになるのかなと思っております。

○横尾委員

包括連携協定ですけれども、これを形骸化されないようにしっかりと年1回以上対話するといった決まりみたいなものがあるのか、そして、そういったものをつくる予定はないのか、お聞かせください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

定期的な会議設置の予定というものはございませんが、連携が進んだ場合ということは、当然担当部署と直接取組が推薦されますので、コミュニケーションが図られるかと考えております。

また、取組が希薄な場合でも、企業から協議の場を設けたいという話は定期的に我々にある状況です。ただ、全部が全部ではありませんので、コミュニケーションが希薄になる場合があります。そういった際は総合政策部官民連携室のプロジェクト担当が主体的に意思疎通を図ってまいりたいと考えております。

○横尾委員

オープンイノベーションという形で自治体から課題を提示してこういったものを解決できないかという取組を進めている自治体が多々ありますけれども、小樽市も総合政策部官民連携室をつくりましたので、しっかりとそういった民の力を使うという部分で、課題を提示して解決する取組を募集するような取組もぜひ行っていただきたいと思っておりますけれども、見解をお聞きしたいと思います。

○(総合政策)官民連携室布主幹

現在、札幌市で昨年7月から民間事業者から民間連携に関する提案を一元的に受け付けるという、SAPPORO CO-CREATION GATEという取組が行われております。ポータルサイト上に札幌市の行政課題の公開を行って、民間事業者からの提案を受け付けています。

さっぽろ連携中枢都市圏の取組の一環で、本市の行政課題も昨年12月から5件掲載していただいている状況でござ

ございます。そういったことですが、今後は、市独自で課題の提案・募集を行いたいと、今、準備を進めているところでございます。

**○横尾委員**

そういった形で民の力をどう使っていくのか、小樽市だけでできるもの、そして小樽市だけではできないものは多々あると思います。しっかりと課題をオープンにすることで、実はそういったものが勝機になるという事業者もあるかもしれませんので、しっかりとそういった視点も捉えながら進めていただきたいと思います。

**○委員長**

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

**○委員長**

自民党に移します。

---

**○佐藤委員**

**◎ふるさと納税について**

近年、ふるさと納税の返礼品を通じた地域振興が全国的に注目されております。本市におきましても、魅力的な返礼品がそろっておりまして、その開発も求められているものと思います。

本市では、多種多様な返礼品がそろっておりますが、ふるさと納税返礼品の募集基準についてお聞かせください。

**○(総合政策)官民連携室松尾主幹**

ふるさと納税返礼品の募集基準につきましては、平成31年総務省告示第179号第5条第1号から第9号までに規定されている、地場産品基準に適合している物品または役務の提供をふるさと納税の返礼品として提供しております。

本市が提供している返礼品が該当する主な地場産品基準は、区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応な付加価値が生じているもの。区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性があるものとなっております。この二つの基準によって、本市のふるさと納税の返礼品として8割以上をカバーしているものであります。

**○佐藤委員**

先日、インターネットで、ふるさと納税で水産高校を応援という記事を目にいたしましたので、いろいろと調べてみましたところ、各地の水産高校の生徒たちと地元の企業が共同で商品開発した缶詰とかさつま揚げ、炊き込み御飯などいろいろな返礼品があることが分かりました。

本市に所在する水産高校では、生徒たちが実習を通じて製造した水産加工品など大変品質が良く、教育的な価値も兼ね備えたマグロの缶詰などをはじめとする製品が既に生み出されております。地場産品をPRするだけではなく、次世代を担う生徒たちは学びの成果を広く発信できることで、教育効果やモチベーションの向上にもつながると思います。

また、地域全体の活性化につなげることができるのではないかと考えるのですが、この水産高校の生徒たちが製造した水産加工品をふるさと納税返礼品として採用することはできませんでしょうか。

**○(総合政策)官民連携室松尾主幹**

返礼品の地場産品基準に適合し、食品衛生法や食品表示法などの関連法令が遵守されていることなどの要件を満たしているのであれば、ふるさと納税の返礼品として取り扱うことが可能と考えております。

**○佐藤委員**

令和5年には、小樽水産高校の生徒のアイデアを基にして市外の企業とテレビ局、また料理家が共同してホッケ

を原材料にした缶詰を商品開発いたしました。この商品は、ふるさと納税の返礼品基準に該当しなかったことから、返礼品に採用するに至らなかったと聞いております。

今後、ほかの自治体の事例のように、小樽水産高校の生徒たちと地元の企業が共同で商品開発した水産加工品を返礼品として採用することは可能でしょうか。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

先ほどの答弁と同じになりますが、返礼品の地場産品基準に適合し、食品衛生法や食品表示法などの関連法令が遵守されていることなどの要件を満たしているのであれば、ふるさと納税の返礼品として取り扱うことが可能と考えております。

○佐藤委員

ふるさと納税の返礼品基準に該当すれば返礼品に採用されるということが分かりました。

小樽水産高校の生徒たちが、製造や商品開発した水産加工品を返礼に採用することの実現に向けて、具体的な取組を進めてほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室松尾主幹

生徒自らが企画し商品化に向けて開発する活動は、生徒たちにとって貴重な経験につながると考えられますので、まずは学校側と実現に向けて話し合いの場を設けてまいりたいと考えております。

○佐藤委員

もし、小樽水産高校の生徒たちが作った缶詰が小樽市のふるさと納税の返礼品となったら、小樽水産高校の関係者ももちろんですが、私ども小樽市民としても非常にうれしいニュースになると思います。このふるさと納税の返礼品で人気商品になればいいと祈ります。

◎トイレトレーラーについて

トイレトレーラーについてお聞きいたします。

本市でも、以前から災害時の避難所におけるトイレの問題について、各会派より議会で質疑があり、重要な課題であると捉えております。道内では、唯一の沼田町のトイレトレーラーが能登半島に派遣され、被災者の方々のお役に立っているとマスコミでの報道もございました。昨年末も東京都品川区のトイレトレーラーのニュースが出ておりました。

本市で、トイレトレーラーについてどのようなお考えがあるのか、先日の代表質問でも市長の御答弁がありましたが、改めてお聞きしたいと思います。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

トイレトレーラーにつきましては、北海道で唯一トイレトレーラーを導入している沼田町を訪問し、聞き取りをしてまいりましたが、4室の水洗便座と汚水及び給水タンクを装備する牽引式のトレーラーを1台所有しており、停電時でも利用可能な仕様になっていることから、災害時のトイレ環境の改善に効果があるものと考えております。

しかしながら、本市の規模では複数台が必要となり、購入費用が高額となることや、専用の車庫を要することなどを考慮いたしますと、直ちに導入することは難しいものと考えております。

○佐藤委員

その駐車スペースについてなのですが、小樽市総合博物館などにトレーラーを設置できないのかと思いました。トイレトレーラーというのはまだ全国に20台ほどしかありませんので、博物館を訪れた方々には非常にインパクトになると思います。

実際に使っていただくことで、トイレトレーラーを身近に感じてもらうこともできますので、市民はもちろん観光客にも有用性を考えてもらえるきっかけになるのではないかと考えるのですが、本市の見解をお示してください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

本市において、最も大きな被害が想定される留萌沖マグニチュード7.8の地震と、それに伴う津波の発生に際して、小樽市総合博物館の敷地一帯は北海道知事が指定する0.5メートルから3メートルの津波災害警戒区域に指定されており、また震度6強の揺れによる液状化現象に伴う道路の通行不能等も想定されるため、仮に本市がトイレトレーラーを整備した場合においても、恒常的に設置または保管する場所としては適していないものと考えております。

○佐藤委員

小樽市総合博物館の隣に消防署があるのですが、そこに移動したのは問題がないのでしょうか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

消防署も含めて地域に含まれております。

○(総務) 災害対策室長

消防署につきましては、かさ上げしておりますので、津波被害はないものと考えております。

○佐藤委員

消防の話は、後日、改めてお聞きしたいと思います。

このトイレトレーラーの導入に当たっては総務省消防庁からの交付金で7割賄うことができるので、残り3割が自治体の負担になるかと思っております。昨年末には、東京都品川区、またそれ以前でも静岡県富士市が、いずれもふるさと納税を活用したクラウドファンディングで寄附を募りまして、自治体負担分を充当することでこれらトイレトレーラーやトイレトラックを導入することに成功しております。

本市でもプロジェクト別に寄附先を選べるクラウドファンディング型ふるさと納税を行い、しっかりと必要性を訴えることで、購入資金に関する課題は小さくなるのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

現時点で、本市としてトイレトレーラーを整備する等の予定はありませんが、一般論として仮にトイレトレーラー等を整備する場合には、財源確保のための手法の一つとして検討に値するものと考えております。

○佐藤委員

今お答えいただきましたけれども、トイレトレーラーの導入に当たって購入の資金、それから駐車スペース、そのほかで、本市で考える課題はあるでしょうか、お聞かせください。

○(総務) 災害対策室安藤主幹

先ほど申し上げた本市の規模では、トイレトレーラーが複数台必要なことと、専用の車庫を要すること以外にも、トイレトレーラーを牽引するための車両と牽引免許保有者の確保が必要なこと、専用の車庫を設置する場所を確保すること、毎年の車検、定期の保守点検、清掃と冬季の水抜き等に必要年間25万円以上の維持経費を確保すること、車椅子やつえを使用する足が不自由な方は補助者なしでの使用が困難であり、トイレトレーラー以外の手段の確保が必要なことなどの課題があるものと認識しております。

○佐藤委員

いろいろな課題があることが分かったのですが、今日はもう時間がないので、また後日いろいろと勉強させていただきたいと思っております。ただ、このトイレトレーラーは、やはり災害弱者と呼ばれる高齢者の方ですとか、障害者の方、また妊婦や小さい子供にとっては非常に必要なものだと思いますので、ぜひ前向きに御検討していただきたいと思っております。

○中村(吉宏)委員

◎求償金請求事件訴訟について

まず、求償金請求事件訴訟についてお伺いしたいと思うのですけれども、最初に今回示された判決理由の概要をお聞かせいただけますか。

○(総務)栗山主幹

まず、判決の結論としましては、原告の請求を棄却するというもので、その理由の概要でございますが、前市長は事前に観光船事業計画の話聞いてから、市が観光船事業計画に許可等をする方向に導くため、港湾行政に関する情報を収集して港湾室の不許可方針に対して難色を示したり、既存不適格の建物等について指摘・調査指示をするなどの働きかけをしていたことが伺われる。そして、本件各処分は、分区条例等の各規定の文理から著しく乖離したものであって、これらに違反するものであることは少なくとも容易に認識できたというべきである。

しかし、本件各処分は、専決規程により港湾室長または課長において決裁できるものであり、前市長の意思決定によりなされたものではない。そして、前市長は観光船事業計画を直ちに不許可とすることに難色を示し、慎重に対応すべきとの考えを示していたが、不許可とすることに明確に反対する発言はしていない。

また、港湾室は、前市長の発言に対して特段反論等はしていないので、前市長が方針を転換させたとか、本件各処分を行うよう指示したと評価することは困難であるというほかない。

以上によれば、前市長の行為に国家賠償法第1条第1項の違法性を認めることはできず、また同条第2項の故意又は重過失を認めることもできないから、市は前市長に対し、同項に基づき求償することはできない。

○中村(吉宏)委員

裁判所としては、まず、小樽市が主張した事実は認定してくれていたのだろうということは前提としてあるのですけれども、その中で一つ解せないのは、やはり分区条例等の各規定の文理から著しく乖離したと、これに違反することは少なくとも容易に認識ができたのだということを言いながら、当時のいろいろな本市の事実に鑑みてみますと、本来であれば、行政の責任者である当時の市長から説明員の皆さんに、これは条例違反だと、認められないという判断をすることが妥当であると考えます。

それを行わなかったことについて、今、裁判所の判断をいろいろと示してもらいましたけれども、故意または重過失が認められないのだという判断は、私としては、そのまま容易に受け入れるわけにはいかない内容なのかと考えておりました。

それを受けてなのですけれども、もし現市長の下で、同様の申請が上がってきたときに、どういう判断をされるのかというのに興味があるのですけれども、お示しいただけますか。

○市長

基本的には分区条例に様々な規定がされておりますので、分区条例に従って対応させていただくということになるのではないかと思います。

○中村(吉宏)委員

そうなのです。条例に適合していれば許可だと、違反していれば当然許可は出せませんという、今、市長が御答弁いただいた判断がしかるべき、市長の下すべき判断なのだと思います。

したがって、この判決理由をいろいろ述べておられますけれども、明確には指示しなかったと。けれども、本来、条例違反だと示しているものに対して、これは違反だから駄目だ、認めるべきではないという判断を行政の責任者ができなかったということに、重大なる過失があるのではないかと私は認識しているわけであります。

さらに、この判決文によりますと、専決規程にも言及されています。港湾室長や課長が決裁権者だと言いますけれども、事前に前市長に対して相談し、判断を仰いでいるわけです。そういう状況下で、前市長が不許可の判断をしなかった。

これについても、決裁権者が港湾室長や課長だと言いますが、首長は人事権を握っている、重要な責任を持っている方であって、その方がすばっと判断しないものについて、それ以上、これは不許可ですという判断などは到底しにくいのだろうという思いもあります。

解せない内容だと理解してしまっているのですけれども、これについて本市の控訴等の対応、市の判断をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょう。

○(総務) 栗山主幹

判決に対する対応でございますが、判決内容を精査した結果、前市長の故意または重大な過失を立証する新たな証拠がない中で、控訴審においても、市の主張が認められることは極めて困難であると判断し、訴訟費用にも鑑みまして、控訴を断念し判決を受け入れることといたします。

○中村(吉宏) 委員

控訴に係る手続においても、訴訟的にも非常にいろいろな要件もありますし、また訴訟進行上のテクニック等もあるので、顧問弁護士とも協議されたのかということは推察します。ただ、やはりこれをそのまま認めてしまうと、一般的には司法でも国家賠償法の第1条第2項の求償権をなかなか認めていない現状があるわけでありまして、しかし、大半の事例が一般職の公務員に対する事例であって、特別職、特に極めて首長に対する判断というのはなかなか事例がない。こうした中で、これを認めると、場合によっては全国的に首長の恣意的な判断に対して責任が取れなくなるのだという傾向になるのも、私としては若干懸念しているところであります。

本市の判断は判断として、今そういうお話がありましたが、ちなみに、控訴の期限というのはいつまでなのか、お聞かせください。

○(総務) 栗山主幹

判決から14日間となっておりますので、今回であれば3月11日となります。

○中村(吉宏) 委員

控訴の期限まではまだ時間があるということでありまして、今の前提も踏まえまして理解いたしました。

○中村(吉宏) 委員

◎日本遺産の関連で北運河と旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の今後の活用について

次に、日本遺産、それから旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫関連の質問をさせていただきたいと思っております。

本市は、待望の単独型の日本遺産の認定を受けました「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」について、市長はここからが本当のスタートだということでストーリーを広める、構成文化財を利活用するということを御説明されていらっしゃるわけでありまして。

構成文化財について、旧日本郵船株式会社小樽支店の改修工事が終わって、いろいろな企画で利活用が図られていきます。北運河のにぎわいを展開していくということですが、重要なポイントとしては、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の存続と利活用というのが課題になるかと思っております。

これについては、まだ今、不透明な状況も多いと思うのですが、昨年10月に、北海道大学の研究室主催のシンポジウムが行われ、また、本市でもこの建物の竣工100周年を記念する行事が行われました。いろいろな行事が行われている中で、市民主導での旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用ミーティングが開かれて、これまでの100年からこれからの100年へと、保存活用に向けた提言を小樽市に行っていただいたところであります。

しかし、この建築物の利活用に関しては、耐震性の問題ですとか、用途に関する規制の問題、消防設備等の問題など諸法令による規制ですとか、資金的な問題をクリアしなければならないという課題がありまして、実現できるかが不透明な中で、規制緩和が先なのか、活用案が先なのかという堂々巡りの様相も呈されたところであります。

公共施設とか文化財活用の場面で、よく産官学の連携という言葉がありますが、この産官学の連携の中で解決するすべはないのかということ、もう真剣に考えていかなければならない時期に来ているのだと思っております。

この産官学についてですけれども、漠然と経済界、行政、大学などの研究機関という位置づけで、相互に取り組んでくれる相手を待つという状況に今なっているのではないかと。この産官学というのを私なりに本音のレベルで分析していきますと、一つはお金、そして官は力、大学や研究機関というのは知、金と力と知の3要素が三位一体となって進められていくことが今後、この旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用にも必要なのだろうと思います。

そうした観点からいろいろとお伺いしたいのですが、今回、第3倉庫活用ミーティングが知恵を絞っていただいて、調査、提言していただいたこれまでの過程というのをどう生かすかということですが、今回、日本遺産の認定を受けて、令和7年度の事業とか予算を見ますと、旧第3倉庫保全・活用経費として620万1,000円が計上されておりまして、その内容というのが地域おこし協力隊の制度を利用して、この旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用案の実現に向けた事業実施体制の構築等を行うということです。

そこで伺いますが、この事業実施体制の構築の内容をお示しいただけますでしょうか。

**○(総合政策) 官民連携室布主幹**

まず、実施体制につきましては今後、第3倉庫活用ミーティングが示している第2フェーズを迎えるに当たりまして、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の活用を事業化することですとか、活用した周遊の可能性などについて実現していくというときに体制をどのように構築するのかといったことが内容となっております。

**○中村(吉宏) 委員**

今スタートに立ったのだというイメージなのですが、そのほかに活用ミーティングが示しているとおり、今、対症療法的に修理・修繕を行っているということなのですが、こういった部分は計上された予算で十分なのかと疑問に思うのです。

この点について、不特定多数の方が旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫を利用するに当たり、消防設備の設置等も必要になってくるのだろうと思います。修繕や消防設備を設置することについて、この予算からとはならないと思うのですが、対応についてはどうするのか、示してください。

**○(総合政策) 官民連携室布主幹**

まず、毎年の予算計上で、電気や水道などの維持管理費のほかに屋上防水の修繕を計上しておりまして、対症療法的な修理につきましては、その屋上防水が当たると考えているところでございます。

あと、不特定多数の方が活用するといった際には、現状、社会実証実験のために整備した面積以上の面積が必要となる場合、御指摘のとおり消防設備といった設置が必要になると考えております。その対応につきましては、活用方法ですとかその面積、活用する主体が行政なのか民間なのか、そうした中で設備対応は誰がすべきなのか、今後、考えてまいりたいと考えております。

**○中村(吉宏) 委員**

民間が利用するときには民間にお願いをすることもあるのかと思うのです。

それでは、今、予算の関連を伺いましたが、この620万1,000円の予算についてどのように執行していくのか、イメージを含めて説明いただければと思います。

**○(総合政策) 官民連携室布主幹**

まず、この予算のうち、地域おこし協力隊の部分につきましては、雇用するのが実際はNPO法人OTARU CREATIVE PLUS、第3倉庫活用ミーティングの後継組織になりますので、委託という形で払います。

先ほど申しました維持管理費の部分ですとか、修繕の部分につきましては、市が直接発注したり、支払ったりするという状況でございます。

**○中村(吉宏) 委員**

今、OC+のお話がありました。この旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫について、活用ミーティングが示し



た内容は、今後どのように実行されていくのかお伺いしたいと思いますけれども、いかがですか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

第3倉庫活用ミーティングの後継の組織のOC+から今月中に活用案を頂ける予定になってございます。それを受けて、今後の進め方などを庁内で議論しまして、その議論の中で第3倉庫活用ミーティングですとか、OC+が示す活用案のどういった部分を今後の活用の方向性に取り入れることができるのか考えてまいりたいと思っております。

○中村(吉宏) 委員

日本遺産に関してですけれども、今後ストーリーに沿った様々な施策を展開して効果を上げていかなければ、国が認定を取り消すことも想定されると思います。今回、小樽市が本認定を受けたのも、どこかの団体が認定を外されたからということになるのでしょうか。

「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」を持続させるために、まず国からどのようなことが求められているのか。そして、それに対して本市はどのような具体的ビジョンを描いて、求められていることにどのような完成予想図を描いているのかをお示しいただけますか。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

まず、認定を継続していくために国から求められることにつきましては、日本遺産は地域の歴史のストーリーを活用して、地域活性化につなげることを目的とした制度であります。この目的の実現に向けまして、各地域が策定する日本遺産を通じた地域活性化計画に基づいて、継続的かつ効果的な取組を推進することが求められます。

次に、これらに対する本市のビジョンにつきましては、本市の地域活性化計画におきまして、将来像、ビジョンといたしまして、民の力を生かし、観光客が多彩で奥深い魅力を体感し、何度でも訪れたいと思えるまちを目指すこと。政府が掲げる2030年インバウンド6,000万人を見据え、国際的に選ばれる観光都市を目指すこと、市民の暮らしの中に観光が根づいた高いホスピタリティの充実とシリアル型である北前船、炭鉄港との連携強化により、幅広く奥深い観光を目指すこと、歴史的な景観やストーリーなどの地域資源を大切に守り伝え、そして活用していくという意識、すなわち郷土愛、誇りが根づいたまちを目指すことを掲げておりまして、これらのビジョンの実現により、文化、経済、観光の好循環を生み出すことを目指すものであります。

また、ビジョンの実現のための具体的な展開といたしまして、育成した人材活用と民間協業、そして磨き上げた魅力の発信、そして、さらなる魅力の掘り起こしを三つの柱として取り組むことといたしております。

○中村(吉宏) 委員

今の御答弁を伺いますと、まさしく旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の利活用というのは、特に北運河方面を切り開いていくための非常に重要な拠点になるのだろうというのを伺うことができました。

それで、日本遺産認定の継続ができるかどうか、国がチェックを行うタイミングというのがいずれ来ると言うのですけれども、国がその成果を判定するタイミングというのをいつの段階で行うのか、また、日本遺産認定を継続するか、取り消すかという判定は、どのような内容なのかというのをお示しいただけますか。

○(産業港湾) 観光振興室津田主幹

国がチェックをするタイミングにつきましては、地域活性化計画の計画期間が令和6年度から令和11年度の6年間となっております。この6年間の取組を踏まえまして、令和12年度に審査が行われることとなっております。

また、継続か取消しかの判定につきましては、文化庁の日本遺産審査・評価委員会による総括評価により判定されるものです。

まず、実績の評価といたしまして、計画目標を達成しているか、また計画に基づいた効果的な取組がなされているかが審査されまして、その上でさらに、新たに提出する次の期間の地域活性化計画の内容について審査されまして、認定が継続されるか否かの判断がなされるものと示されております。

○中村(吉宏)委員

それでいきますと、先ほど産官学の連携のお話をしましたけれども、まさに産と学の協力を受けるということは、非常に重要なのか、これこそ民の力でという話になっていくのかと思うのです。

産官学の連携について本市としてどのようにお考えなのか、お示してください。

○(総合政策)官民連携室布主幹

本市としての考えでございますが、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の例でお話をさせていただきますと、まず旧第3倉庫の規模を考えた場合に、規模も大きいものでございますので、市で所有する、開発する運営というのを永続的に行うことはなかなか難しいのかと考えております。

今後は、市としての活用の方向性を示しつつ、民間同士を促して民間とは連携すると。あとは、保全活動につきましては、必要に応じて学識経験者の意見をいただくなど、学とも連携することが必要であると考えております。

○中村(吉宏)委員

民間の力ということでありました。そうすると、やはり民間、お金を誘致したい、でもお金を引っ張ってくるだけの知恵が欲しいということで、大学との連携についての関連を伺いたいと思うのです。

この旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫に関して先ほど述べましたが、北海道大学がシンポジウムを行っていたと。この内容については、行政で把握されているのか。また、これについて把握している範囲で説明いただければ、御説明願います。

○(総合政策)官民連携室布主幹

昨年10月に実施された北海道大学主催のイベントについてですが、本市としては建物の使用許可を出しております。内容につきましては、主催は北海道大学で、共催はOC+です。

内容につきましては、文化的建造物の活用をオランダの建築文化から学ぶとして、オランダから建築家を招いて10月1日から6日まで、北海道大学をメインにして開催されたイベントの一環で、10月4日に旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫において、オランダの建築物の活用を例に、シンポジウムが行われたものと把握しております。

○中村(吉宏)委員

非常に有力な内容だったと思うのですが、今後、大学と連携していただきたい、情報の共有とか課題というのがあると思います。

北海道大学などが今、力を入れてくれていますが、今後の大学との連携等についてお考えがあればお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

今、旧北海製罐株式会社小樽工場第3倉庫の御答弁をさせていただく中で、その活用に当たっては、北海道大学でも当然、知見を生かした建物の研究をなさっていると思いますので、学識経験者の知見が必要になれば、情報提供や共有などといった連携を行ってまいりたいと考えております。

○中村(吉宏)委員

産官学の産の力を誘導するという意味でも、大学に協力してもらえればと思うのですが、こういう観点からの発想ではいかがでしょうか。

○(総合政策)官民連携室布主幹

まずは、いわゆる産、民間との連携という観点でお話をさせていただきますが、市としての課題などをしっかり示すといった、産からの提案を受けやすい状況にする必要があるのではないかと考えております。

○中村(吉宏)委員

いきなり小樽市といわゆる民間との連携ではなくて、大学を挟みながら、民間が投資しやすいような環境をつくらうということでの知恵を借りることについて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○(総合政策) 官民連携室布主幹

確かに、民間の投資を促す、民の力を借りるとか、今、様々な手法があるかと思います。そういった民間の活力を利用するといったケースの研究というのは、我々はまだ進んでいない部分もございますので、そういった辺りの情報提供といったものを、もし可能であれば大学側から受けて連携してまいりたいと考えております。

○中村(吉宏) 委員

北海道大学がせっかくこうやって小樽市でやっていただいていますので、この大学との連携、札幌学院大学とも今協議中ということでありますけれども、どうかいろいろな大学にお知恵を借りるという観点で進めていただきたいということをお願いします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

○松井委員

◎平和事業について

まず、平和事業についてお聞きします。

初めに、そもそも本市がこれまでの平和事業を実施する目的についてお示してください。

○(総務) 総務課長

戦時を経験した世代も高齢化し、戦火の記憶が薄れつつある中、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えていくことを目的としております。

○松井委員

では、従来の平和事業の内容をお聞かせください。

○(総務) 総務課長

ポスター展を長崎屋1階の公共プラザや本庁舎の連絡通路で行っているほか、平和映画上映会を図書館で実施しているほか、横断幕の掲示を行っております。

○松井委員

今回、新規事業で戦後80年平和派遣事業費114万7,000円が計上されました。この内容についてお聞かせください。

○(総務) 総務課長

市内在住の中学生4名を8月6日に行われる広島県広島市の平和記念式典や広島平和記念資料館など、戦争と平和に関する施設へ派遣する事業となっております。

○松井委員

中学生4名を広島県広島市に派遣するということですが、この中学生4名の派遣についてはどのように募集が行われるのでしょうか。

○(総務)総務課長

各中学校を通じて、市内全ての中学生に案内を送るとともに、ホームページやSNSでも周知いたします。

○松井委員

では、広く周知がされるということによろしいですね。

この平和派遣事業については私も求めてきましたので、計画されたことでよかったとは思っています。

小樽の経済の柱である新日本海フェリーの利用を考えてみるのはどうですかという質問も以前させていただいているのですけれども、それについては何か検討されましたでしょうか。

○(総務)総務課長

派遣事業の行程を考える上で検討はしましたが、想定されるフェリーが深夜に出発するといったことや、飛行機よりも日数がかかりますので、派遣する中学生の負担を考えて、今回のような飛行機での派遣といたしました。

○松井委員

小樽市では、戦後50年、60年、70年の節目の年に子供たちを被爆地に派遣するという事業を行われてきました。今年は80年ということで、ふさわしい予算をつけて派遣事業を行うということも、昨年の総務常任委員会とか代表質問で質問させていただきました。

代表質問では、過去の事業や他都市の取組を参考にしながら検討したいという御答弁がありましたけれども、今回はどのような思いで事業が計画されるということになったのか、お聞かせください。

○(総務)総務課長

先ほど平和事業の目的というものが、戦争の悲惨さや平和の大切さへの理解を深めてもらおうと申し上げましたが、戦後80年ということもありますので、次世代を担う子供たちにより理解を深めていただきたいという思いで、今回の派遣事業を計画いたしました。

○松井委員

それでは、10年前、戦後70年のときも派遣されていますけれども、このときはどのような内容でしたでしょうか。

○(総務)総務課長

10年前の派遣事業でございますが、平成27年8月8日から8月10日まで長崎県長崎市に、市内の被爆施設の見学や長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典に参列するという目的で、この平成27年度に閉校を迎えた色内・手宮地区の小学校の子供たち16名、引率10名を派遣したという事業でございます。主催は小樽青年会議所で、小樽市が共催したものであります。

○松井委員

10年前は16人の子供たちが長崎県長崎市に派遣されたということで、随分、行けたのだと思います。

1月16日、17日に、平和首長会議国内加盟都市会議総会が行われまして、同会議から石破茂内閣総理大臣宛てに、核兵器廃絶に向けた取組の推進についての要請書を出しています。その中で、ノーベル平和賞受賞を追い風に、都市による平和構築を推進する平和首長会議は、世界中の平和を願う加盟都市と共に、平和学習の推進などを通じて、平和文化を振興し、為政者の核兵器廃絶に向けた努力を後押ししていきますと宣言しています。

市長、ぜひこの立場で、4人と言わずに、核兵器廃絶平和都市にふさわしく、もっと派遣する子供たちの人数を増やしてはどうでしょうか。

○(総務)総務課長

今回の派遣の主目的につきましては、広島県広島市の平和記念式典の参列ということでございますが、式典に間違いなく確実に参加できるのは5名程度ということで、主催者に確認しております。また、他都市の例も参考にしながら、今回は4名ということで実施させていただきます。

○松井委員

このたび「北海道の『心臓』と呼ばれたまち・小樽」が日本遺産に選ばれました。小林多喜二が小樽市を表現した言葉です。小林多喜二は小説家ですが、戦争に反対して獄中で虐殺されました。このことも含めて、戦後80年の今年、小樽市で平和教育が進むことを願っております。

◎産後ケア事業について

次は、産後ケア事業についてです。

産後ケア事業が拡大されますが、そもそも産後ケア事業がどういったものか。また、従来の本市の産後ケア事業の内容も併せてお示してください。

○（こども未来）こども家庭課長

産後ケア事業は、出産後の心身のケアの機会を提供して、体調の回復を図るなど、母子の健康管理や育児に関する助言・指導を行う事業でございます。

本市では、委託した医療機関において実施するデイケア型と助産師等が利用者の自宅に赴いて支援を行うアウトリーチ型、訪問型を実施しております。

利用対象期間となる子供の年齢は、デイケア型がこれまでは4か月未満、アウトリーチ型が1歳未満となっております。利用日数につきましては、1回の出産につき原則5日以内となっているところでございます。

○松井委員

では、新年度からはどう拡大されるのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

デイケア型の利用対象期間について、利用者から4か月以降も利用したいというニーズがありまして、市内医療機関等に受入れについての意向調査を行いました。回答のあった新たな施設の入力の意向を踏まえまして、短時間ではありますが、利用対象期間を現行の4か月未満から1歳未満へと拡大した形態を新たに追加したところでございます。

○松井委員

このデイケア型について、私も昨年的一般質問で、せめて、4か月未満ではなくて、札幌市と同じ6か月未満に広げるべきではないかと質問しました。今回、1歳未満ということで、利用できる期間と施設が拡大されてよかったと思っています。

ところで、利用できる回数についてですが、5日間というのはどうなりますか。

○（こども未来）こども家庭課長

本事業につきましては、より多くの方に広く利用していただきたいということから、事業を提供できる体制も限られるため、1回の出産で利用できる日数を設定させていただいているところでございます。利用日数は、原則5日以内であることに変更はございません。

○松井委員

今年度、提供体制の整備ということで、国が産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業というものに位置づけました。これまでと何が変わったのでしょうか。

○（こども未来）こども家庭課長

産後ケア事業につきましては、子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業として位置づけられまして、新たに市町村において策定する子ども・子育て支援事業計画において、量の見込みを設定することで、計画的な提供体制の整備を進めることとされています。また、事業実施における国等の財政補助の負担割合につきましても、これまでの国が2分の1、市が2分の1から、新たに国が2分の1、北海道が4分の1、市が4分の1となっております。

○松井委員

資料を見ましたら、都道府県が委託先の調整に入るということで、市をまたいで利用できる施設が広がるような印象を受けたのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

国のガイドラインにおいては、都道府県の役割として、市町村を広域支援することが期待されているということが示されておりますけれども、現時点において、北海道から具体的な通知等がなく、産後ケア事業に係る委託先調整といった事項については確認していないところでございます。

○松井委員

まだ北海道から通知がないということで、待ちたいと思いますが、先ほどのお話では、今までは利用できるのが小樽協会病院だけだったと認識してはいますけれども、今回拡充され施設が使えるようになったと捉えたのですけれども、利用者のメリットはどのようになるのでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

利用できる施設が増えることによりまして、利用への選択肢が増えることとなります。多くの方に利用しやすい環境ということになりますので、これまで以上に、育児不安の解消などへの効果につながっていくものと考えております。

○松井委員

少しずついろいろ拡充されてきているということで、北海道からの通知がまだないということで、待ちたいのですけれども、北海道が調整役になるということで、例えば、銭函に住む人が札幌市の施設に通えるとか、里帰り出産で実家に帰っている人が利用できるなどとなれば良いと思っています。

今回、北海道の補助が4分の1入るということで、新年度からは小樽市の負担は4分の1で済むこととなります。負担が軽減されるということで、今後さらに産後ケア事業の充実に向けてどのようにお考えでしょうか。

○(こども未来)こども家庭課長

現時点におきまして、事業の拡大に向けた具体的な事項として検討していることはありませんけれども、まずは拡大後の事業を周知して取り組みながら、引き続き利用者のニーズ把握に努めてまいりたい。そして、適宜修正を行いながら、事業の普及や充実にも努めてまいりたいと考えております。

○松井委員

頼れる人が近くにいないとか、育児に不安を抱えてノイローゼになってしまったり、眠れなくなってしまったりという母親がいらっしゃる。児童虐待に進んでしまうケースもありますので、国としても産後ケア事業を推進しているところだと思うのです。

小樽市は、今、無償でやっているところはすばらしいと思いますので、さらに、北海道にしっかり確認をしていただいて、どういうことができるのかということも、後でまたお聞きしたいと思うのですが、より子育てを応援する小樽市になることを望んでおります。

◎学校給食費について

次に、学校給食費についてです。

補正予算で学校給食費保護者負担軽減事業費、当初9,710万円が計上されていたものが7,500万円ということで、2,210万円縮小されていますが、要因をお聞かせください。

○(教育)学校給食センター所長

当初予算においては、給食提供に不足することがないように、食材価格の高騰を大きく見込んで算出しておりますが、結果として、当初の見込みよりも食材価格が上昇しなかったことから、返還するものでございます。

○松井委員

物価がこれだけ上がっているのに、少し意外な感じがしました。大きく見込んでいたということもあるのだと思います。

今、物価高騰で家計が直撃されていて、米や野菜などの高騰ぶりはニュースでもよく取り上げられている状況がありますけれども、帝国データバンクの調査によりますと、この3月の食料品の値上げが合計2,343品目、昨年より4か月速いペースで2025年の通年の累計品目数が1万品目を突破しているということを目にしました。

本当に教育に様々なお金がかかる子育て世帯なのですが、この給食費は年間で五、六万円にも上ります。子育て世帯の方は、給食費の無償化を強く願っているところですが、本市では、2022年度、2023年度の2年間は4か月分、そして、2024年度は2か月分の給食費が無償化されましたので、本当にありがたかったという母親たちの話も聞いています。今回は、物価高騰による値上げ分の据置きという補助のみで、保護者の方にとっては、ありがたさが実感しづらいのではないかと思います。

今回、2022年度から短期間でも行ってきた無償化を見送った理由というのは何でしょうか。

○(教育)学校給食センター所長

本会議において共産党、酒井議員の質問にお答えしたとおり、令和7年度につきましては市全体の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業を勘案し、給食費につきましては、保護者負担分を据え置く事業を優先し、無償化の実施は見送ることといたしました。

○松井委員

酒井議員の代表質問で、教育長からも財源にも大きな課題があるという答弁もありましたけれども、完全無償化とは言いません。昨年同様、4月、5月は一番お金がかかるのです。少なくともこの2か月分の無償化を決断できないのでしょうか。3,710万円程度の予算が必要だということなのですが、一般財源からでも出す手だては考えられないのでしょうか、再度お聞きしたいと思います。

○(教育)学校給食センター所長

繰り返しになりますが、無償化に必要な財源などを考慮して実施については見送るものとしております。

◎放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブについてです。

新年度から放課後児童クラブの運営が委託となります。

一般財源で委託することは、直営と比べてどのぐらいの増額になるのでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

今回の令和7年度予算は、人事院勧告による人件費の増額分を加味しておりまして、直営時との比較が難しいため、令和6年第3回定例会で議決いただきました人事院勧告反映前の金額をベースにお答えいたしますが、事業費の一般財源の増額分から、職員課の予算であります支援員等の社会保険等の事業主負担分を差引きしまして、およそ9,000万円の増額となります。

○松井委員

それでは、民間委託することの市にとってのメリット、デメリットをお聞かせください。

○(こども未来)阿達主幹

委託化によりまして、財政負担の面では市の負担増とはなりますが、よりよいサービスの提供、子供の居場所の充実が図られるものと考えております。

○松井委員

利用する子供や保護者にとってはどうでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

メリットといたしましては、児童にとっては従来の遊びのほか、動画やオンラインプログラムなどの時代に合わせたメニューが加わるほか、多様な体験をすることができます。保護者にとっては、アプリの活用により出欠連絡の簡素化ですとか、児童入退室時の保護者へのプッシュ通知などによりまして、利便性の向上と安心・安全が図られるものと考えております。

また、特段のデメリットについてはないものと考えております。

○松井委員

多様な体験とか安心・安全というのは今でも可能ではないかと思っています。

支援員にとってはどうでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

メリットといたしましては、子供の保育全般や配慮が必要な児童に対する関わり方などの研修内容の充実や巡回指導員の配置などにより、フォロー体制の充実が図られるものと考えております。加えて、パソコンなどのICTの活用による負担軽減が図られるものと考えておりますが、その一方でパソコン操作が苦手、覚えられるかが不安であるといった声がありますが、こちらについても丁寧なフォロー体制が図られるものと考えておりますので、特段のデメリットは生じないものと考えております。

○松井委員

フォロー体制もあるので、特段のデメリットは感じないということですが、令和6年第3回定例会の代表質問でも質問させていただいています。そのときに、約130名いる支援員や補助員の処遇についてお聞きしました。

支援員や補助員は本人の意思確認を行った上で、受託事業者に全員転籍を想定しているという御答弁でした。また、給与等の処遇についても、現状の水準を下回ることがないように、現給保障を含めて求めていくこともおっしゃっていました。

今、受託先が決まりましたけれども、その点についてはどうなっていますか。

○(こども未来)阿達主幹

支援員等の皆さんには説明会ですとか、個別説明会等におきまして、具体的な説明をしながら丁寧に進めているところですが、年齢等を理由にしまして退職する方が一定数おきまして、現時点でおよそ9割の支援員等が転籍する予定となっております。

また、給与等に関しましては、現状の水準を下回ることがないような契約内容で締結したところでありまして、支援員等から特段の苦情等は届いていないという状況でございます。

○松井委員

4月から開設時間も拡大されます。利用者にとっては便利になるのですが、支援員にとって、そのことも含めて、給与と勤務時間の関係で、今までより不利益になるということはないのでしょうか。

○(こども未来)放課後児童課長

開設時間の拡大に伴い、支援員等の勤務時間の変更が必要になりますが、平日勤務の職員につきましては、現在の1日の勤務時間を維持するため、始業時間と終業時間を後ろにずらしています。

また、土曜日や長期休業時に勤務する職員については、早番・遅番のシフト制としておりますが、現在のそれぞれ5時間または5時間10分の勤務を一律に5時間30分に延長する必要がありますが、時給職員のため、勤務時間が延びる分の給料が支払われることから、不利益が生じるものはないと考えております。

○松井委員

民間委託されることで、先ほどサービスがよりよくなるとおっしゃいましたけれども、行政から見えにくくなって、保育の質が本当に低下しないか、指導員の処遇は低下することがないかというのが、やはり心配なところです。



さきの答弁では、委託後も受託事業者と連携を図りながら状況の把握に努めて、改善が必要なときには速やかに指導するという事で行政の責任を果たしていくと答弁されていまして、ぜひ保護者の方、それから指導員の方からの意見とか要望も、これからは直接、市に伝えやすい状況もつくっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○(こども未来)阿達主幹

今回、現場の運営を委託するという仕組みですので、支援員ですとか保護者からの連絡などは、第一義的には受託事業者にするものと認識しており、市と事業者との運営状況の確認等のための月例の定例会を設けることとしているほか、今後も市に直接連絡が来ることも想定されますので、そういった場合には随時、しっかりとした対応をしていきたいと考えております。

○松井委員

新しい事業ですので、やはり市で積極的に聞き取っていくという姿勢は大事かと思っています。

---

○小貫委員

◎築港海岸通線への信号機設置について

まず、一般質問で取り上げた築港海岸通線への信号機の問題です。

質問に対する答弁で、警察が設置する電力供給のための電柱は、緊急輸送道路に指定された場合であっても占用制限はかからないのだという答弁がありました。

私は一般質問でこの問題を終わりにするつもりだったのですが、最後の再々質問の答弁で、景観上の問題があるから市としては無電柱化をお願いしているのだということで、景観上の問題がここに来て出てきてしまったものですから、改めて今回質問します。

一般論として聞きますけれども、景観上の問題で規制がかかる地域に高さのある鉄塔を建てる場合、この景観計画に従うようにお願いしたら、その費用負担というのはどなたが持つことになるのでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

小樽市景観計画に定めた行為の制限に適合させるための費用につきましては、事業者が負担することとなります。

○小貫委員

事業者が負担することになると。ただ、本会議でのやり取りでは、その費用負担について協議しているのだと。民間事業者が鉄塔を建てる場合は、事業者ですと。

なぜ北海道警察だと費用負担の協議が生じてくるのかというところが疑問でして、答弁でもありましたが、北海道警察として電柱でやっていきますよという話があったときに、確かにそれが景観計画上、問題ないかを判断することになるのですが、ただ、先ほどもあったように、仮に緊急輸送道路になっても、道路法第37条との関係でも法的に問題ないものを建てることになるわけですから、警察の建てる電柱というのは、景観計画上も問題ないという判断になるのではないかなと私は考えるのですが、これはいかがでしょうか。

○(建設)新幹線・まちづくり推進室廣瀬主幹

景観法に基づき、小樽市景観計画に行為の制限を定めておりますが、交通安全上必要な信号機の電力供給に必要な電柱につきましては、景観法の規定が適用除外となることから、当該電柱を建てることに対して制限するものではありません。

○小貫委員

それで、もう一つの事例として築港海岸通線の信号機は、セブンイレブンのところにもう一つあるわけですが、その設置に係る費用負担というのはどのようにしたのでしょうか。

○(生活環境)生活安全課長

築港海岸通線と築港2号線、セブンイレブンのところの交差点の信号機ですけれども、平成17年2月に供用開始されたものですが、設置に係る費用は、調べた限り市の負担というのはございませんでした。

○小貫委員

同じ通りにある信号機は、市の負担はないのだという話でした。

話の発端は、市が無電柱化してくれという話があって、そこがネックになっているという話だと思うのです。仮に市道の管理者であっても、市が無電柱化を求めないということになると、費用負担が生じてこないということになるのでしょうか。

○(生活環境)生活安全課長

市が無電柱化を求めない場合につきましては、市の費用負担は生じないものと考えております。

○小貫委員

いろいろやり取りをしましたが、ぜひ急いで市民の安全のためにやってほしいと思います。

◎予算について

予算の問題に移ります。

令和6年度は定額減税の関係があったので、令和5年度と令和7年度で比較すると、市税全体で約4億円、税収増となっています。この特徴について説明してください。

○(財政)資産税課長

市税約4億円増のうち、大きな増というところで答えさせていただきますと、固定資産税の増収が約3億3,000万円となってございます。理由としては、家屋の新築や増築、償却資産の設備投資が増加したことに伴う増となっております。

○小貫委員

個人市民税との関係でいくと、令和5年度の約42.8億円から約41.8億円へと約1億円の減収を見込んでいるのですけれども、この理由について説明してください。

○(財政)市民税課長

個人住民税の予算作成の考え方といたしましては、毎年7月1日現在の課税状況の数字をベースに、所得や控除の過年度の傾向、伸び率など複数の要素を踏まえて、総合的に歳入額を予測しているものであります。

令和7年度の減収の理由といたしましては、まず一つ目としまして、均等割の税率が3,500円から3,000円に引き下げられたこと、あと所得割納税義務者の減少、また、それに伴いまして全体として所得割額が減少したこと、所得控除の計が全体として増加したこと、また、令和7年度については、同一生計配偶者を持つ方に係る定額減税が実施されますので、このような影響を見込んだものでございます。

○小貫委員

令和5年度の個人市民税の収入済額というのが約43億円で、当初予算よりも増えたわけですけれども、令和6年度の決算見込みについて示してください。

○(財政)市民税課長

あくまでも現時点での推計になりますけれども、令和6年度個人市民税の決算見込額は約39億9,000万円、当初予算よりも若干増となる見込みであります。

○小貫委員

個人市民税というのは、令和6年度は定額減税の影響を除くと約43億円が想定された計算になるのですけれども、令和5年度の約42.8億円から令和6年度は増を見込んだ理由について説明してください。

○(財政)市民税課長

先ほどお答えいたしましたように、積算に当たりましては、各所得控除の傾向など複数の要素を踏まえて予測しているものであります。

令和6年度の予算積算に当たっては、納税義務者は全体として減という傾向は変わらないのですが、1人当たりの給与所得金額の増、所得控除額の減少が見られたことから、若干増と見込んだものであります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

---

○下兼委員

◎小樽市消防本部の冬期間の救急体制と消防体制について

小樽市消防本部の冬期間の救急体制と消防体制についてお伺いいたします。

昨日の一般質問では、消防本部の外国人への救急対応についてお聞きいたしました。そして、消防本部がしっかりと対応していただけることに安心いたしました。

今年の雪は、シーズン初めには少なく、1月末から2月にかけて大雪の日が何回もやってきました。大雪からの暖気で道路はざくざく、さらに、気温が低くなると凍結します。歩道と車道の境目がなくなり、歩道を歩いている方は大変だったと思います。転倒の危険も考えられます。小樽市民の生活にも少なからず影響があったのではないかと思います。

初めに、救急体制についてお聞きいたします。

令和6年11月から令和7年2月末までの救急出動件数と救急搬送者数をお聞かせください。

○(消防)救急課長

令和6年11月から令和7年2月末までの救急出動件数は2,816件で、救急搬送者数につきましては2,470人となっています。

○下兼委員

昨日聞きました令和6年の救急搬送者数の総数が6,685名ということで、やはり冬の期間の搬送者数が多いという気がいたします。

それでは、令和6年11月から令和7年2月末までの搬送者のうち、65歳以上の方は何人いらっしゃいますか、お聞かせください。

○(消防)救急課長

令和6年11月から令和7年2月末までの搬送者のうち、65歳以上の方は1,798人となっています。

○下兼委員

2,470名のうち、1,798名が65歳以上の高齢者ということになります。やはり小樽市の冬道は、高齢者にとっては大変なのだと本当に感じます。

それでは、令和6年11月から令和7年2月末までの路上転倒による搬送者数の中で、65歳以上の方と65歳未満の方の人数をそれぞれお聞かせください。

○(消防)救急課長

令和6年11月から令和7年2月末までの路上転倒による搬送者数のうち、65歳以上の方は73人で、65歳未満の方

は76人となっています。

○下兼委員

この中では、そんなに大差はないのですね、際のところもあるのかもしれないのですけれども。

それでは、一般質問でもお聞きしたのですが、大雪等により道幅が狭くなるなど、救急要請を受けて救急車が出動した際に苦慮したことはありますか。そのような状況の場合の対応をお聞かせください。

○(消防)救急課長

大雪等で苦慮したこととしては、路面状況の悪化や道幅が狭くなることにより、救急車が傷病者の近くまで行けず、傷病者を救急車まで搬送する距離が長くなる状況が発生していることです。傷病者の長距離搬送は、傷病者を乗せて搬送する担架をストレッチャーといますが、これを含めると相当の重量となることから、雪が積もった中で安静の状態を保ちながら、安全に傷病者を搬送するため、救急隊3人のほかに消防隊も出動することで、人員を増強する対応をしております。

○下兼委員

やはり雪の降る時期の出動と搬送は、本当に大変なものがあると思います。生活道路になりますと狭いですし、さらに違法駐車みたいな車などがあって行けないという場合も考えられます。小樽市民として、緊急車両に対する意識というものは冬の間、さらに深めていかなければならないのではないかと感じます。

次に、消防体制についてお伺いいたします。

令和4年から令和7年2月末までの落雪事故による消防車の出動は何件ありますか。それぞれ年ごとにお聞かせください。

○(消防)警防課長

令和4年から令和7年2月末までの落雪事故による消防車が出動した年ごとの件数につきましては、令和4年が25件、令和5年が12件、令和6年が31件、令和7年が2月末までで12件となります。

○下兼委員

やはり想像した以上に落雪ということがあるのだということを感じました。今の雪は昔の雪と違って重いというイメージがあるのです。それが屋根にたくさん積もると、いつ落ちてくるのだろうと、冷や冷やししながら歩く歩行者もいるかと思えます。

それでは、令和4年から令和7年2月末まで、落雪事故により消防車が出動したうち、実際に人が巻き込まれていた事例は何件ありましたか、お聞かせください。

○(消防)警防課長

令和4年から令和7年2月末までに、落雪事故により出動した件数は80件です。そのうち、実際に人が巻き込まれていた件数は7件となります。

○下兼委員

人がいないことを祈りながらも、やはりそういう事例はありますよね。

それでは、消防本部では、落雪事故が発生し、出動した際に活動するに当たって、マニュアルはありますか、お聞かせください。

○(消防)警防課長

消防本部では、落雪事故時に、安全、確実及び迅速な活動のため、令和4年3月に落雪事故救助活動要領を定めております。

○下兼委員

その要領では、どのようなことが定められていますか、お聞かせください。

○(消防)警防課長

落雪事故救助活動要領では、事故の概要、要救助者の人数、目撃者情報などの把握及び検索範囲の決定などの初期対応、落雪に巻き込まれた方がいるかどうかを確認する検索方法及び要救助者が埋まっている場合の救出活動を定めています。

○下兼委員

さらに、その要領の中には救出活動についても定められていると思いますが、その救出活動について、具体的にお聞かせいただけますでしょうか。

○(消防)警防課長

要領に定められている落雪事故の救出活動の具体的な方法についてですが、現場に到着した消防部隊は、落雪の状況を確認し、二次災害の発生に留意するとともに、色のついた棒やロープにより検索範囲を決定します。

雪に埋まった人の検索は、雪崩等で埋没している人などを探すために使用する直径約1センチメートル、長さ2メートルのアルミニウム製の金属棒、これは一般的にゾンデ、またはプローブと呼ばれる器具ですが、これを持った数名の消防隊員が一定間隔で横1列に並び、その器具を慎重に雪に抜き差しすることで、雪を掘り起こすことなく、人が埋まっているかを確認します。

検索の結果、人が埋まっていることが確認できた場合は、雪の深さによって手彫りやシャベルなどにより、特定された場所の周囲から広く掘り起こしますが、その際、救出活動により、埋まっていた人を傷つけないように注意するとともに、呼吸の管理のため、頭部付近の雪を優先して取り除き、救出活動を行うこととしております。

○下兼委員

大変な作業だと思います。それも人命がかかっているというプレッシャーもかかりながらの作業、本当に敬意を表します。これからもしっかりと対応していただきたいと思います。

それでは、小樽市にはたくさん消火栓があります。しかもカラフルで、全国的にも有名だというお話を聞いて、ネットでもトピックスになったりもしております。その消火栓についてお聞きいたします。

現在、市内にある消火栓は何基ありますか。そして、色は何種類でしょうか、お聞かせください。

○(消防)警防課長

小樽市の消火栓は、令和7年1月1日現在で1,651基です。

また、本市の消火栓の色は、全体が赤・青・黄色の3種類に加え、上部が青、下部が赤のもの及び上部が黄色、下部が赤のもの2種類があり、全部で5種類の色分けをしております。

このほかにもウイングベイ小樽周辺や小樽駅などには、景観に配慮したステンレス製の消火栓も配置しております。

○下兼委員

ふだん何げなく見ている消火栓も、今度はしっかりと見たいと思います。

それでは、今の時期は消火栓が雪に埋まっていると思います。火災が発生した際は、どのように消火栓を見つかることができるのでしょうか、お聞かせください。

○(消防)警防課長

消防部隊を編成する職員は、日常の業務を通じて消火栓の場所を覚えるように努めているところでございます。加えて、消火栓には蛍光テープを上端に貼った2メートル程度の塩化ビニールパイプを取り付け、積雪があっても場所が把握できるようにしているとともに、消防車に設置しています端末装置のモニター上の地図にも、消火栓の場所を表示しており、火災で出動した消防部隊が消火栓を把握できるように対策しています。

○下兼委員

消防士は、どこに消火栓があるか、雪に埋まっても必ず覚えているというお話を聞いておりますので、本当

に安心しております。しかも、消防車もすごいです。端末のモニターで消火栓が近くにあるということが分かることは、今の時代はすごいと思います。

最近のニュースで岩手県大船渡市の山火事を心配して、私もテレビで見いております。消防士たちが山の中へ水の入ったリュックを背負って入っていく姿を本当に大変だと思って見ておりました。消防士たちが日頃の訓練を、鍛錬をされているということもお話を聞いております。今後も小樽市のためにしっかりと、安心・安全のために頑張ってくださいと思います。

**◎親子ワーケーションについて**

次に、親子ワーケーションについてお伺いいたします。

我が会派の高橋議員が、令和6年第1回定例会代表質問でもお聞きしました親子ワーケーションについて、お聞きいたします。

親子ワーケーションについての事業の概要と目的についてお聞かせください。

**○(総合政策)企画政策室丸田主幹**

親子ワーケーションについて、事業の概要と目的についてでございます。

発達障害のある子供を持つ御家族に一、二週間、小樽市に滞在していただき、小樽市での生活を体験していただくことで、関係人口の創出、移住・定住につなげることを目的としております。

北海道済生会が運営する発達支援事業所きつずてらすを子供の療育先とし、作業療法士が設計した、子供たち一人一人の個性に合わせたプログラムを実施するものです。商業施設内にある立地を生かした特色ある支援を行っている発達支援事業所であり、この強みを生かした取組としております。

**○下兼委員**

それでは、この事業は、いつから始まったのでしょうか、お聞かせください。

**○(総合政策)企画政策室丸田主幹**

令和5年度でございます。

**○下兼委員**

令和5年第1回定例会の予算特別委員会において、高橋委員の質問に対し、最初の年、令和5年度の目標は40家族とのお答えでしたが、令和5年度の実績は実際に何家族ありましたでしょうか、お聞かせください。

**○(総合政策)企画政策室丸田主幹**

令和5年度は、1家族でございます。

**○下兼委員**

それでは、令和6年度はもうすぐ終わりますけれども、今年度における目標の家族数と、これまでの実績をお聞かせください。

**○(総合政策)企画政策室丸田主幹**

令和6年度の目標は16家族、実績は3家族でございます。

**○下兼委員**

それでは、その3家族、または令和5年の1家族の方たちの参加された感想など、どのようなお声がありましたでしょうか、お聞かせください。

**○(総合政策)企画政策室丸田主幹**

どのような声があったかということでございますが、専門家たちと交流ができて小樽市に来て本当によかった、環境の変化になじんでいけると親子で自信になった、子供の成長を実感できた、専門家によっても様々な考え方があると知り、小樽市に来てよかったなどの御意見をいただいているところです。

○下兼委員

発達障害を持っている保護者としては、いろいろなところに子供たちを連れて行ってあげたいという気持ちが多分あるかと思います。その一つとして小樽市が選ばれたということは、本当によかったと思います。

それでは、令和5年度、令和6年度の予算額と執行額をそれぞれお示してください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

令和5年度の予算額は、550万円に対しまして決算額が550万円、令和6年度の予算は、330万円に対しまして決算見込みでございますが115万5,000円となっております。

○下兼委員

それでは、令和7年度の予算額をお示してください。そしてまた、何家族を令和7年度は目標にされておりますでしょうか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

令和7年度の予算につきましては231万円、目標は10家族としております。

先ほどは申し上げませんでしたけれども、令和6年度から成果報酬型の精算ということにしておりますので、送客の人数に合わせての成果報酬型を採用しております。

○下兼委員

令和7年度は3年目に入るわけです。令和5年度、6年度と目標の家族数には行っていないということになると、やはり全国の人たちに見てもらえるような、小樽市をPRして、小樽市に来ていただきたいという周知の方法が足りているのだろうかと思っております。

厚沢部町のホームページを見ました。本当にすごいです。まちを挙げてやっている事業ということもあるのでしょうけれども、やはりぱっと見て目を奪われる写真とかもあります。

小樽市としても、せっかくこの事業を始めたということであれば、この事業をどうにか周知していただきたいと思っておりますけれども、今のところ周知はどう行われているのでしょうか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

周知方法でございますが、ホームページですとかチラシを作ったり、あと関東圏でも事業者でホームページを作成してやっておりますが、広報・周知の部分につきましては、我々も課題であると認識しておりますので、令和7年度に向けましては、これまでの取組のほかに、新たにSNSを活用したターゲティング広告、小樽市に特化したページの制作、それから実際に御利用された方による生の体験記をホームページなどで掲載することによりまして、事業の周知・広報の強化を図ってまいりたいと考えております。

○下兼委員

何回も申し上げますけれども、発達障害を持っている保護者というのは、いろいろなところにアンテナを張って調べていると思うのです。ですから、やはりそういう方々のニーズは必ずあると思っておりますので、頑張っていただきたいと思っております。

それでは、今後の移住促進として、親子ワーケーションプログラムについては、利用者が目標に達しない場合、事業の見直しを検討する必要はありませんか、お聞かせください。

○(総合政策)企画政策室丸田主幹

本事業については、児童家庭センターなどの専門家からは、対象者が限定的ではありますが、必要な取組であり、ニーズは間違いなくあるとの御意見をいただいているところです。また、本事業は北海道済生会にも御協力いただいております。築港地区のウエルネスタウン構想を推進する事業の一つでもあります。共生社会を進める取組としても必要なものであるということで考えております。

このような事業の特性ですが、先駆的な取組は徐々に周知が進み、利用者が増えていくため、事業の周知に一層

努めまして、令和7年度においても事業を継続してまいりたいと考えております。

委員が御質問された、利用者が目標に達しない場合というところでございますけれども、限られた財源の中で費用対効果を考え、議員からの御指摘も踏まえながら、どのような移住施策を優先的に行っていくべきかにつきましては、この事業に限らず、検討してまいりたいと考えております。

**○下兼委員**

しっかりと進めていただきたいと思います。

**◎合同部活動（拠点校方式）について**

それでは、小樽市合同部活動（拠点校方式）についてお伺いいたします。

令和5年度から、生徒の選択肢を少しでも確保するため、拠点校方式の合同部活動が推進されてきました。2年がたちましたが、何点かお尋ねいたします。

令和6年度では、運動系が男女のバレーボール、軟式野球、文化系では箏曲部、華道部、地域クラブ活動として科学部が新設されました。

令和7年度の部活動の新設は決まっておりますか、お聞かせください。

**○（教育）教育総務課長**

拠点校方式の合同部活動は、どのような部活動をしていくかにつきまして、児童・生徒にアンケートを取りまして、その希望などを基に決定しているところでございます。

運動系の部活動につきましては、アンケートの結果、一定程度、子供たちの要望に応えられるような形になっていると考えております。また、文化系の部活動につきましては、英会話力の向上も考えまして、新たに英会話部を新設したいと考えております。

**○下兼委員**

英会話部ですか、それはやはり子供たちもしっかりと考えているんですね。

それでは、拠点校方式の部活動では、他校の生徒も集まってくることがあり、生活指導上の問題はありましたでしょうか。もしありましたら、どのような問題だったのか、お聞かせください。

**○（教育）教育総務課長**

拠点校方式の部活動については、指導者としては自校の生徒以外の生徒の指導も行っていくところで、通常の部活動とは違って御苦労もあったこととは思うのですが、こちらの拠点校の顧問の教員たちも一生懸命に頑張っ指導していただいております、特に問題があったという報告は受けておりません。

**○下兼委員**

それでは、その際、外部指導員だった場合の対応についてはどうなっているのでしょうか。外部指導員のマニュアルなどがあれば、お聞かせください。

**○（教育）教育総務課長**

今の御質問は、拠点校方式の部活動をやっている中で生徒指導上、何か問題があったらということかと思えます。そういった際には、まず外部指導員であったとしても、外部指導員が指導を行います、外部指導員以外にも拠点校には顧問の教師もおりますので、顧問の教師と相談しながら対応していただく形になります。また、それでも対応が難しい場合は、その生徒の在籍校と連携しながら対応していくことになると思えます。

また、外部指導員、部活動指導員という方なのですが、部活動指導員についてという資料を作成して、配布しているところでございます。

**○下兼委員**

まだ立ち上がって2年という短い期間ではあるのですが、これからますます課題も出てくるかと思えます。しっかりと子供たちのために進めていただきたいと思えます。



それでは、拠点校方式で部活動をされて、その部活動が全道大会とか好成績を上げたものは、昨年、今年とあったでしょうか。もしありましたら、お聞かせください。

○(教育)教育総務課長

拠点校方式で行っている部活動で、全道大会に出場しているようなものとしたしましては、今やっている中では陸上部で全道大会に出場している例が何件かございます。

○下兼委員

子供たちが一生懸命やっている姿というのは、やはりこれからの小樽市のためにしっかりなると思いますので、教育部の皆様方もしっかりと進めていただきたいと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日は、これをもって散会いたします。